

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	運番	監査結果 報告日
総務局	行政管理課	22	意見	【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策定 尼崎市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手続に関する基本方針を定めたルールを策定すべきである。	補助金交付手続の基本的ルールを定める必要がある。 具体的には、①用語の定義のほか、②交付申請書への必要記載事項③申請書への添付書類④補助金等の交付決定手続（申請の取り下げや決定の取消し手続も含む）⑤補助事業等の実施（実績報告を含む）⑥交付決定を受けた者の交付請求手続（交付時期を含む）等についての基本的ルールを定めることが望ましい。	さらなる事務の適正化・効率化に向けて、本市の補助金等交付事務の詳細な現状や経過等を十分に把握し考慮したうえで、関連部署が連携し、今後、統一的なルールやガイドライン等の策定を進めていく。	検討中	—	1	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	22	意見	【意見2】交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定 尼崎市は、補助金等に係る交付要綱作成のガイドラインを策定すべきである。	現行の交付要綱の中には、補助対象経費や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ。交付要綱作成のガイドラインにおいて、市定に当たり原則として守るべき事項を可能な限り明瞭に定めることにより、交付要綱に不備が生じることとを避けるとともに、業務の効率化も図られる。	さらなる事務の適正化・効率化に向けて、本市の補助金等交付事務の詳細な現状や経過等を十分に把握し考慮したうえで、関連部署が連携し、統一的なルールやガイドライン等の策定を今後、進めていく。	検討中	—	2	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	23	意見	【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定 尼崎市は、補助金等交付手続に関する基本ルール（補助金等交付規則など）、交付要綱作成のガイドラインに加えて、さらに、補助金等の事務執行一般に関する実質的な指針を策定することが望ましい。 また、当該指針においては、①補助効果測定のための指標を確立する際にあたっての基本的な考え方、②適切な補助効果測定のために実績報告時に要求すべき添付書類を策定するにあたっての基本的な考え方、③補助金等交付先の財務状況を確認する際の基本方針、④補助金等の適切な終期を判断するにあたっての基本的な考え方等について、可能な限り具体的に定めるべきである。	交付要綱作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の趣旨・目的（公益目的）が過不足なく記載されるときも、②交付手続に関する基本ルールに則った補助金の交付手続（申請から決定、交付、実績報告に至るまで）が記載されることは重要であるが、あくまでも交付要綱においては交付手続の基本的事項が記載されるにすぎないので、事務執行の適正の観点からは、必ずしも十分ではない。 実際の補助金等の交付事務において、公益目的達成の手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性が実現されるためには、より実質的かつ具体的な指針を定めることが望ましい。 当該補助金によって、所定の公益目的が効果的、効率的に実現されたかどうかを判断する指標については、様々な考え方が成り立ちうるところであり、尼崎市では、各事業について年度毎に作成される「事務事業シート」において、当該事業・補助金についての成果が示されているものの、単純な数値の増減など形式的な指標となっているものも多く、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいた指針・真に有効が示されることが有益である。	それぞれの補助金の有効性や妥当性を踏まえる中で、統一的な事務処理による事務改善にもつなげるべく、今後、交付事務一般に関する実質的な指針の策定について、検討していく。	検討中	—	3	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	24	意見	【意見4】交付要綱作成の徹底 尼崎市は、全ての補助金について交付要綱を策定することが望ましい。	本報告書において結果・意見の対象となった補助金の中には、交付要綱が作成されていないものが散見され、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要綱が作成されていないものが存在する。 これらの補助金は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一律・平等な取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に関する基本ルールが定められれば、他の補助金と比較して、交付要綱を作成する必要性が少ないこともたしかである。 しかし、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、当該補助金の趣旨・目的を明確にし、補助金受給の要件・条件に違反があった場合のルールを明らかにするという観点からも、また、市民目線からの監視にさらすことで補助金交付事務の適正を担保するという観点からも有用である。 特に長期間にわたって、特定の補助事業者に対して交付が継続しているものについては、その趣旨や目的の明確化が、現実になおそれも生じることから、たとえ特定の補助事業者を対象とする補助金であっても、交付要綱を作成することが望ましい。	補助金交付事務の透明性をより一層高めていくためにも、交付要綱作成の徹底について進めていく。	検討中	—	4	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	25	意見	【意見5】交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底 尼崎市は、交付要綱を作成している補助金等について、交付要綱を市のウェブサイトにおいて公表すべきである。	インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付手続について、ウェブサイトを通じて市民に公表することは、極めて重要である。 もちろん、当該事業について資金面の援助を受けたいと考える者が、補助金等の存在自体を知る継続として、交付要綱自体に直接アクセスすることは必ずしも多くなく、多くは市のウェブサイト上に掲載されている補助金等の概要についての案内や、市への電話等での問合せがきっかけになっていると思われる。 しかし、そのような場合でも、実際に当該補助金等の交付申請を行うかどうかを判断するにあたっては、申請時の資格要件や具体的な交付時期が当該事業のスケジュールに合致したものであるかなど、具体的な手続の確認は不可欠であることから、自ら交付要綱にアクセスできる環境を整えることが重要である。 一方、交付対象者が特定の補助事業者であり、数年以上にわたって継続している補助金については、必ずしも当該事業者への機会付与、公平の要請は妥当しないが、交付要綱の市民への公開は、主権者たる市民に対し、どのような趣旨・目的をもちた補助金が存在し、どのような要件・手続を経て当該補助事業者が補助金の交付を受けるのかについて明らかにすることで、市民の「知る権利」を充足し、市民によるチェックの機会を与えるという重要な役割を果たしていることから、交付要綱の公開を行うべきである。	市民や事業者にとってよりわかりやすく補助制度にしておくためにも、市ウェブサイトへの掲載について積極的に検討していく。	検討中	—	5	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局	行政管理課	26	意見	【意見6】補助金等に関する統括部署の設置 尼崎市は、補助金等に関する統括的な管理部署を設けるか、既存の部署のいずれかに統括的な役割を担わせることを検討すべきである。	補助金等交付手続に関する基本ルール、交付要領作成のガイドラインの策定により、補助金等交付事務について一定の適正化・効率化が図られ、さらに補助金等の事務に関する実質的な指針も合わせて定めることにより事務執行の適正が担保されると考えられ、さらに、部局を横断し、補助金等を統括的に管理する部署を設けることにより、事務執行の適正・効率化に資すると考えられる。かかる部署の設置には行政のコストも伴うところであり、尼崎市の自治体としての規模から、補助金等の管理のみに専任する部署を新設することは現実的ではないかもしれないが、補助金等の交付事務の適正化は、市の財務事務にも大きく影響することから、既存の部署に補助金等を統括的に管理する業務を担わせるなどの方策を、必要なコストとして検討されたい。	統括的な管理部署については、新たな設置とせず、現組織体制において、より効率的な事務処理を進めている部署を定める方向で検討していく。	検討中	—	6	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	32	意見	【意見7】補助金交付の必要性に関する見直し 尼崎市は、交通安全協会補助金について、補助の廃止を含めた見直しを行うべきである。	各交通安全協会は、程度の差はあるものの運営資金としてそれなりの蓄えを有しており、補助の必要性には疑問がある。 これに対し、尼崎市は、各協会の保有する定期預金は、いずれも現在警察署内にある執務室を他に転移させるための経費であって潤沢な資金を保有しているわけではないこと、本補助金は、事業に対する補助であり、団体の財務状況によりその必要性の判断には影響しないことを主張している。 しかしながら、各協会が執務室移転のために要する費用の額や、移転の時期等について、尼崎市において把握しているわけではなく、定期預金の全額を移転の経費に充てる見込みかどうかも定かでない。さらには、尼崎南交通安全協会の令和3年度交通安全事業収支予算書では、支出の部において「事務所移転費」として280万円を計上しており、これが移転にかかる経費のすべてかどうか定かでないものの、定期預金4,000万円と比べれば極めて低い額にとどまる。また、尼崎市として行財政改革に取り組んでいる現状において、資金的に余裕のある団体への補助の必要性は低く評価すべきであって、交付先の団体の財務状況を考慮しながら見直しを行うべきである。 尼崎市は、各協会の財務状況を正確に把握し、その状況に応じて補助の廃止を含めた見直しを行うべきである。	交通安全協会は、交通安全思想を国民全員に普及させることを目的として、警察主導のもと設立された団体であり、本市においては、これまで市と警察、そして交通安全協会が三位一体となって交通安全施策に取り組んできた。本市の交通課題を解決するためには、市と警察の取組だけでは限界があり、地域ぐるみで取り組む必要があることから、これまで通り、地域の交通安全活動を展開する交通安全協会の活動を補助金という形で側面支援していく。 なお、今回問題となった一部の交通安全協会の資産について、その多くは交通安全協会会員が多かった頃の過去の積立金や交通安全協会の合併により統合した資産などであり、交通安全協会の執務室がある警察署が建て替え予定であったことから、執務室の移転などに係る経費として留保したものである。今年度に執務室の移転が完了したことから踏まえ、今後、残る資産の使途を明確にするよう、交通安全協会に働きかけていく。	見解の相違	—	7	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	33	意見	【意見8】交通安全協会補助金 【意見9】補助金額の相当性のチェック 尼崎市は、交付先に対して補助金額の使途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。	本補助金は、要綱上は交付先を特定しない補助金の体裁を取っているが、実質的には各協会のみを交付先とし、補助金額に関する積算基準を持たない定額ありきの運用が定まっているとみるべきである。 今後は、交付先に対して補助金額の使途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。	本補助金は、前述のとおり、交通安全協会と協働で交通安全施策に取り組む必要性のもと、交通安全協会に対して補助金を交付しているものである。一方、その補助額については、これまで市の財政状況等を踏まえ、段階的に減額を行ってきたことから、今年度の補助金の支出については一旦留保し、当該年度中に改めて補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確化した上で支出を行う。 なお、令和3年度の支出分については、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求め、一層の適正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の添付を求めていく。	検討中	—	8	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	35	意見	【意見10】補助金額の周知状況に関する実態把握 尼崎市は、本補助金の周知が犯罪被害者に対して等しくなされているか、調査して実態を把握すべきである。	本補助金について、犯罪被害者から申請がなされるきっかけとしては、ほとんどが警察からの情報提供であるとのことである。年間の申請件数は10件未満で推移しているが、交付の対象となる犯罪被害者の総数について、警察から情報提供がなされるわけではないことから、本補助金が犯罪被害者に対して十分周知されているのか、そもそも判断する材料に乏しい。 そこで、尼崎市として警察署から本補助金の周知状況について情報提供を受け、その実態を把握すべきである。例えば、本補助金創設時に作成したリーフレットについて、被害者に配布するために警察署に備え置いたもの、現在在りて配布済みで、警察署に残部がないもの、各警察署に対し、再度リーフレットを提供し、当初リーフレットが何部備え置かれ、それが1年間に何部配布されたかなどの情報を提供してもらい、分析することで、一定の裏付けに基づく周知状況の実態把握が可能になるとと思われる。	犯罪被害者への支援は、市と警察が法律による被害者支援に合わせた一体的に行っているものであり、本補助金の制度の説明についても、犯罪を認知できる警察に行ってもらっている。 また、本補助金の犯罪被害者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律と同様、犯罪行為によって死亡又は重症病（療養に1月以上の期間を要する傷病又は疾病をいう。）を負った者をい、重大案件であることが多く報復されることもあり、本市単独でも事業を認知し、当該関係警察に制度説明依頼の連絡を行っている。	改善済	—	9	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	37	意見	【意見10】補助金額の相当性のチェック 尼崎市は、交付先に対して補助金額の使途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。	本補助金は、要綱上、尼崎市内の各防犯協会のみを交付先としており、補助の対象事業は、防犯協会が地域に応じて行う「安全で安心して暮らせる地域づくり」に繋がる普及・啓発事業」とされている。しかしながら、かかる事業に関するいかなる経費を補助の対象とするのか、要綱上明らかではなく、市としては特長使途を定めて交付しているわけではない。 補助金の積算基準がなく、毎年同じ金額の補助金を交付している実態は、補助の必要性・補助金額の相当性に関する正当化根拠を持たないことを意味し、望ましくない。今後は、交付先に対して補助金額の使途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。	本補助金の補助額については、これまで市の財政状況等を踏まえ、段階的に減額を行ってきたことから、今年度の補助金の支出については一旦留保し、当該年度中に改めて補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確化した上で支出を行う。 なお、令和3年度の支出分については、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求め、一層の適正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の添付を求めていく。	検討中	—	10	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	都市政策課	40	意見	尼崎市路線バス運行支援補助金 【意見11】補助金額の妥当性のチェック	平成30年3月に尼崎市と阪神バスが協力し民間会社に委託して行った調査結果によれば、尼崎交通事業振興が運行する路線は、採算性が低い路線である。すなわち、営業係数が100以下の路線が8路線あるなかで、そのうち2路線が尼崎交通事業振興の運行する路線である。よって、結果的には、その収益分が阪神バスの事業収益に計上されないが、尼崎交通事業振興への委託料として経費計上されるので、その分事業収益は減少することになる。 そこで、補助対象路線の赤字を埋めるためにも、全路線を阪神バスが一元的に運行し、経営を一体化させ、もって阪神バスの収益を増加させ、補助路線の収支だけで補助金額を判断するのではなく、全体としての収支のなかで補助金額の削減を図るべきである。 経営の一体化については、例えば、尼崎市所有の尼崎交通事業振興株式の全部を阪神バスへ譲渡し、尼崎交通事業振興を阪神バスの100%子会社とすることで、より効率的な運行計画に基づく利益確保と経費の削減が期待できるため、補助金額の削減に繋がるものと考え、 尼崎市は尼崎交通事業振興と抜本的な協議を行い、今後の対応方針を早急にまとめるべきである。	本市が所有する尼崎交通事業振興株式会社すべての株式の譲渡について、令和2年3月に阪神バスとの間で「尼崎交通事業振興株式会社の株式に関する覚書」を締結し、協議・調整を進めている。	改善済	—	11	令和4年2月24日
都市整備局	都市戦略推進担当	41	意見	尼崎市路線バス運行支援補助金 【意見12】補助金の効果測定	「地域住民の足」として存続すること自体に意味があるというだけでは、補助金の効果の説明としては不十分である。補助金の効果は可能な限り可視化して、具体的に説明できるものでなければならぬ。補助金（税金）を投入してでも、その路線を維持することに当該路線利用者だけでなく市民全体から納得が得られるかという観点からの問題提起と議論が必要である。 その結果、採算性が低い路線、政策的に維持する必要に乏しい路線については、路線地域の主要施設、交通事情、朝昼晩の人の動き等も考慮したうえで、路線変更・廃止、減便等による補助金の削減の可否を引き続き検討するべきである。 なお、市と阪神バスが行った前記委託調査結果は、採算性だけでなく、社会的重要度（公共性）に基づく路線別評価を行い、また、クロスセクター効果も算定しており、有意義である（例に、この調査結果で採算性も社会的重要度も低いと評価された路線が廃止されている。）。また、公共施設の設置・利用状況は変化するし、クロスセクター効果の算定もその費用計算のための金銭的條件等が変化するるので、定期的な検証が必要である。 ※ クロスセクター効果とは・・・地域公共交通の評価方法のひとつ。すなわち、地域公共交通が廃止されると、運転免許や自家用車を持たない高齢者や障がい者の移動手段の確保のための病院までの送迎バスや買物のためのタクシー券配布など、医療分野や商業分野をはじめ、様々な分野において地域公共交通に代わる施策のための「分野別代替費用」がかかる。この費用と「地域公共交通の運行に対する財政支出（補助金）」を比較することで定量的に把握できる地域公共交通の多面的効果（クロスセクター効果）が測定できる。	新型コロナウイルス感染症拡大による路線バス利用者数の大幅な減少と、新たな生活様式への移行等は各路線バス事業者の経営に大きな影響を与えている。引き続き、その動向を注視するとともに、比較的採算性が低い路線であっても、公共施設等の市民生活を支える基盤となる場場を確保する社会的重要度の高い路線は維持・確保することとし、市民の生活や経済活動を支えるため、各路線バス事業者等と調査研究に取り組む。	検討中	—	12	令和4年2月24日
総合政策局	文化振興担当	44	意見	(公財) 尼崎市文化振興財団に対する補助金 【意見13】補助金交付の根拠	尼崎市は、補助金の交付先が1件であったとしても、補助金の内容や交付手続等を明確にするために、補助金交付要綱を策定し、その要綱中に補助金の対象となる経費の内容及び補助金額の定め方等も記載することで、尼崎市の果たすべき役割等を明確にするべきである。 また、補助金は本来公益事業に充てられるもので、会計処理上の必要上、補助金の一部を収益事業に充てるのであれば、どの範囲で充てることができるのか等を要綱中に明記するべきである。	(公財) 尼崎市文化振興財団が所有・運営している尼崎市総合文化センターについては、市に移管後、指定管理者制度の導入を予定している。 指定管理者制度の導入にあたっては、文化事業の実施体制について大幅な見直しが生じることから、その整理と併せて要綱の作成等について検討を行う。	検討中	—	13	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	46	意見	市民運動各地区推進協議会事業補助金 【意見14】補助金の適正使用（支出の裏付け資料の提出）	要綱第13条では、各地区協議会に対し、事業実績報告書、収支決算書等の提出が義務づけられているが、支出を証する領収証等の根拠資料の添付が義務づけられていない。補助金の適正使用を確認するためには、その根拠資料の提出も義務づけらるべきである。	補助金の適正使用を確認するため、支出を証する根拠資料の提出を義務付ける要綱改正を令和4年度中に行う。	検討中	—	14	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	46	意見	市民運動各地区推進協議会事業補助金 【意見15】補助金の効果測定	補助金を交付する以上、その効果が問われるのは当然である。本補助金の目的に照らした効果測定のために、例えば、各地区各事業の参加者数であると、参加者を実施するアンケートの質問事項を工夫し（事業への共感や今後の参加意欲など）、集計結果を分析するなど、適切な指標を設定して、その経年的な変化をみるべきである。	本補助金は、各地区の課題解決や魅力向上に向けた地域の主体的な活動を促進するために交付するものであるため、各事業の参加者数や一部のアンケート結果で指標を設定するものではないが、各地区で実施された取組は、毎年「ひろがる市民運動」という冊子にまとめ、市内の関係団体に広く周知するとともに、市内の関係団体が一問に答える場で取組紹介や意見交換を行うことで、事業の改善など、補助金のより効果的な活用につなげている。なお、今後は本冊子に各取組の参加者数などの各観的なデータも参考情報として掲載し、事業改善の議論の一助とする。	見解の相違	—	15	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	協働推進課	47	意見	市民運動各市区推進協議会事業補助金 【意見16】利益相反のおそれ（事務局体制） 各市区協議会の事務局を務める尼崎市職員は、補助金に關連する事務について、協議会内部の意思決定に關与しないとの立場を、常に厳格に意識すべきである。	各地区協議会においては、事務局の一部を尼崎市職員が担っているが、かかる状況は、補助金申請者と交付決定者が実質的に同一となり、「お手盛り」を招く危険を常に孕んでいる。 事務局の一部を尼崎市職員が担っている理由は、補助金の交付申請手続きを含めた市の施策との関連業務において、事務の円滑化、効率化を図るためであり、各職員の協議会内部での業務内容は補助的な事務に限られ、協議会の意思決定に關わる事務には携わらない運用がなされていることとされている。 しかし、市の職員が補助金申請手続きに關与することは、利益相反の観点から好ましくないことは事実であるので、必要の観点から現状を変更しないとしても、当該職員は、補助金申請手続きについては協議会の意思決定には關与せず、円滑な手続きのためのアドバイスや補助的な作業を行うにとどまるという立場を徹底して意識する必要がある。 尼崎市は、上記利益相反の観点から、各地区協議会との間で、上記職員の事務の範囲を厳格に定める内容の協定書等を締結することも検討してよいと考える。	各地区協議会における地域課は、補助金執行の意思決定に關与しない、あくまで事務局の立場であることはすでに徹底されているが、包括外部監査での指摘を受け、再度地域課に対し、職員の事務の範囲を意欲・徹底するよう通知した。	改善済	—	16	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	49	意見	あまらぶチャレンジ事業補助金 【意見17】補助金の効果測定 尼崎市は、年度末に、各実施事業の実施内容、成果等について、前記審査会の事後評価を受け、補助金の効果測定を図るべきである。	補助金の効果測定は非常に重要であり、申請団体数だけで測定するのではなく、例えば、年度終了後に開催されている成果発表会の際に、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会を事後評価のためにも開催し、この補助金により、確定的な事業として軌道に乗ったと認め、軌道に乗るを手助けになっているか等その効果を測定し、その結果を蓄積するべきである（同審査会の審査事項追加に伴う条例改正が必要）。	あまらぶチャレンジ事業では、年度末に実施する成果発表会において、審査会の審査員を招待し、事業の実施報告をもって補助金の効果を確認いただいております。さらにそれぞれの事業に対し助言をいただくことで、事業の改善、継続的な実施につながっている。このことから、事後評価は成果発表会の中で既に行われている。	改善済	—	17	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 中央地域課 小田地域課 大庄地域課 立花地域課 武庫地域課 園田地域課	51	意見	地域コミュニティ活動支援事業補助金 【意見18】補助金の適正使用（政教分離への配慮） 尼崎市は、各協議会に対し、協議会補助金が必要第3条に定める補助対象外事業に使用されないよう注意喚起するべきである。	尼崎市は、要綱第3条において協議会補助金について補助対象外事業を定め、そのなかには「宗教的な活動」があるところ、市民運動中央地区推進協議会内の「尼いもクラブ」が実施した伝統野菜「尼いも」の収穫祭（主催者は、「尼芋奉納祭」と称している。）事業において、神道による神事としての「奉納祭」が行われ、その式次第を印刷した案内状のデザイン費と印刷費が収支予算書の「補助対象経費」に含まれていた（収支決算書では、印刷費は「補助対象外経費」に計上されている。） この行事そのものは地域活動の活性化という補助金支出の目的に合うものであり、特定の宗教に対する援助・助長・促進等になる活動とまではいかない。しかし、政教分離原則の観点から、そのような行為を催さないためには、宗教行事に直接間接に關係する経費に補助金を支出することは避けることが望ましく、市は各協議会や団体に對し要綱の前記内容を改めて周知するべきである。	地域コミュニティ活動支援事業の募集要項には、政治、宗教に關わる事業や営利を目的とする事業は対象とならない旨を記載しており、令和4年度の実施にあたっては、改めて、審査を行う各地区推進協議会や、申請団体に地域課を通して周知を行った。	改善済	—	18	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 中央地域課 小田地域課 大庄地域課 立花地域課 武庫地域課 園田地域課	51	意見	地域コミュニティ活動支援事業補助金 【意見19】補助金の効果測定 尼崎市は、申請団体数をもって補助金の効果測定の指標としているが、これに追加して、補助対象事業を選定した選考委員会に各事業終了後の事後評価も行わせ、その報告を受け総合的な効果測定を行うべきである。	尼崎市は、申請団体数をもって補助金の効果測定の指標としているが、これに追加して、補助対象事業を選定した選考委員会に各事業終了後の事後評価も行わせ、その報告を受け総合的な効果測定を行うべきである。	地域コミュニティ活動支援事業では、各協議会が年度末に実施する成果発表会において、選考委員会の選考委員を招待し、事業の実施報告をもって補助金の効果を確認いただくとともに、さらにそれぞれの事業に對し助言をいただき、事業の改善、継続的な実施につながっている。このことから、事後評価は成果発表会の中ですでに行われている。	見解の相違	—	19	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 立花地域課 園田地域課	53	意見	集会所施設上補助金 【意見20】補助金の必要性等のチェック 尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、再確認するべきである。	尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に對し、単位社会福祉協会の活動助成金を補助しており、その補助金をもって本件使用料は本来削減されるべきである。また、周辺の集会所施設は、いずれも貸借機能があり、無料又は低額での利用が可能である。周辺の集会所施設が各地域のコミュニティの場として代替機能を果たしているかを調査して、この補助金交付の必要性及び相当性を改めて検討するべきである。	本補助金は尼崎市社会福祉協議会に属さない自治組織も交付対象団体としており、申請団体に差異を設けることなく市が審査すべき性質であることから、単位福祉協会に對して補助する場合であっても尼崎市社会福祉協議会の補助金に組み込むことは考えない。 また、集会所施設は、地域住民の活動の場としてだけでなく、趣味やレクリエーションを通じたコミュニティづくりの場として多様な用途で使用されており、空室状況や利用目的によって制限のある市立施設が容易に代替できるものではない。 本市における地域コミュニティの維持、活性化のためには、身近な活動の場が必要であることから、本補助金の継続は必要である。	見解の相違	—	20	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 立花地域課 園田地域課	53	意見	集会所施設上補助金 【意見21】補助金の効果測定 尼崎市は、本件補助金を交付したことによる効果を測定すべきである。	尼崎市の説明では、市施設の維持管理に關しては、事務事業シートは必要とされていないとのことである。また、集会所施設利用状況報告書（月別利用者数・利用者数、事業別利用者数・使用料が記載されている。）により半期に1度報告を受けているものの、実際にどのような目的で利用されたのか、経年的な変化等もみて補助金の効果検証・評価するべきである。	本補助金では、交付申請時に集会所施設利用計画書の提出を受け、その中で、当該計画に依る地域住民のコミュニティ活動の振興への寄与に對して確認を行うとともに、補助金交付時には、集会所施設利用状況報告書により、計画内容と相違なく施設が利用されているかを確認しており、すでに補助金の効果測定は行っている。	見解の相違	—	21	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	協働推進課 中央地域課 小田地域課 立花地域課	55	意見	集会所借地補助金 【意見21】補助金交付の必要性等のチェック 尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、再確認するべきである。	尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に対し、単位福祉協会の活動を助成するための補助金を交付しているが、借地料はその助成金をもって本来賄うべきである。 また、当該集会所周辺に貸借機能がある公共施設（市立地域総合センター、生涯学習プラザなど）もあるため、それらの施設の利用を促すことも検討するべきである。 さらに、補助金を支出する場合は、集会所となっている建物の所有者が当該単位福祉協会であることを、登記記載事項証明書（未登記建物の場合は、建築確認申請書類、水道光熱費領収書、固定資産税関係書類、役員からの説明書など）で確認するべきである。 当該単位福祉協会以外の者が所有者である場合、借地料は本来その所有者に支払義務があるので、尼崎市は補助金を交付するべきではない。	本補助金は尼崎市社会福祉協議会に属さない自治組織も交付対象団体としており、申請団体に差異を設けることなく市が審査すべき性質であることから、単位福祉協会に対して補助する場合のみ尼崎市社会福祉協議会の補助金に組み込むことは考えていない。 また、集会施設は、地域住民の活動の場としてだけでなく、趣味やレクリエーションを通じたコミュニケーションの場として多様な用途で使用されており、空室状況や利用目的によって制限のある市立施設が容易に代替できるものではない。 本市における地域コミュニティの維持、活性化のためには、身近な活動の場が必要であることから、本補助金の継続は必要である。 なお、建物については、東大島第3福祉会館以外は登記されていないが、実質的所有者が当該単位福祉協会であることについては、水道光熱費の領収書で確認済みである。	見解の相違	—	22	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 中央地域課 小田地域課 立花地域課	55	意見	集会所借地補助金 【意見22】補助金の効果測定 尼崎市は、要綱を改正して、補助金の交付を受けた単位福祉協会から集会所の利用計画と利用状況について報告させ、補助金の効果を測定するべきである。	尼崎市が本件補助金交付を継続するのであれば、補助金の効果を測定するために、補助金交付を受けた単位福祉協会から当該集会所の利用実績（回数、参加者など）を報告させる必要がある（その前提として、利用計画書の提出も必要）。集会施設借上補助金については、その要綱上「利用計画書」「利用状況報告書」の提出が義務付けられているが、集会所借地補助金についても、同様の書面の提出を求め、効果測定の資料とすべきである。	利用実態が確認できる書面の提出を義務づけるよう、要綱改正について検討する。	検討中	—	23	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	58	意見	尼崎市社会福祉協議会補助金 【意見23】補助金の適正使用（帳付け資料の提出）及び効果測定 尼崎市は、市社協に対し、上記(3)ア④⑤の補助金が各支部・連協・単協において、どのような費用に充てられているかわかる書面の提出を求め、不適切な費用がないかを確認するとともに、補助金の効果測定を指標を設定すべきである。	尼崎市は、市社協に対して、6支部運営事務費、75連協活動費、594単協活動費（1単協が群協）、地域広報活動推進費として補助金を交付しているが、その金額は活動実績に記したものでなく、空振り金額である。この補助金の使途、支出について、交付先からは報告書等の提出はない。 公金を支出している以上、1団体あたりの金額が少額であっても、「渡し切り」ではなく、市社協には、当該補助金が何の費用に充てられたかを明らかにし、補助対象費以外の経費に支出されていないことを説明する義務があり、市にもその確認をする義務があると考える。 各支部・連協・単協の予算書・決算書のみにより補助金の使途が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が別途必要である。なお、支部・連協・単協の数が多くて、費用対効果の観点から、市の確認は、全件ではなくサンプリング調査にとどめ、問題点があれば、それを各支部・連協・単協において共有し改善することが現実的であると考える。 また、単協数が減少している昨今の状況からは、本補助金の効果測定のための指標も設定すべきである。具体的には、社協加入率に加えて、会費から徴収した会費の収入金額、会費以外の収入額、実施事業数、実施事業参加者数など活動の実勢を示す数値が考えられる。	報告書の提出については、6支部運営事務費については、市社協運営の直接経費として使用されているものであることから、市に対し活動計画書・活動報告書及び予算書・決算書が提出されているが、連協活動費、単協活動費については、市から市社協を經由して連協・単協に交付されているものであることから、市社協に対し活動計画書・活動報告書及び予算書・決算書が提出されているものである。 単協・連協の活動状況は市社協で確認していることを市として把握しており、事務の簡素化を図るため、市に対する報告書類の提出は求めていない。また、効果測定指標については、単協数の減少はもろみ課題であるが、最終的には構成比の減少が一つの課題である。ただ、構成比数を指標とするならば、尼崎市社会福祉協議会補助金のものも一つの指標である「社協加入率」とほぼ同じ内容の指標となるため、現在のままで問題ない。 また単協の活動内容は、各単協によって様々であり、単一の指標で効果測定することはできないが、地域活動の推進に向け、各支部で単協・連協向けに実施している講座・研修数など、統計的データを活用した補助効果の評価について検討を行う。	検討中	—	24	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	59	意見	尼崎市社会福祉協議会補助金 【意見25】補助金の適正使用（契約のルール） 尼崎市は、市社協に対し、市社協が当事者になる売買、貸借、請負、保管、運送等の契約の方式については、市契約規則に準じる方式で、これを行うよう要請すべきである。	市は、市社協に対し、地方自治法及び同法施行令の規定の趣旨に基づき、公正性・経済性確保の観点から、①市契約規則が定める金額以上の契約については、競争入札を行う、②見積り合わせをする業者について資格要件を定める、③予定価格に応じた見積り合わせ業者数を定めるなど然るべき手続きを経ようとするべきである。なお、その際、指定管理業務関係については、指定管理料等その制度のなかで効率が確保されていることから要請対象から除外することもあり得る。	市社協に対し、公正性・経済性確保の観点から、売買、貸借、請負、保管、運送等の契約について、令和4年度中に市契約規則に準じ方式に見直しよう要請する。	検討中	—	25	令和4年2月24日
総合政策局	生涯、学習！ 推進課	62	意見	あまがさき市民まつり事業補助金 【意見26】利益相反のおそれ（双方代理） 尼崎市は、尼崎市市民まつり協議会の代表者に市長が兼任している現状について、利益相反の危険を考慮したうえで、必要性、不可欠性を再検討された。	尼崎市市民まつり協議会（以下、単に「協議会」という。）規約では、協議会の会長には、尼崎市長をもって差で定められているところ（第5条）から状況によっては、補助金の交付対象業者が同一となり、利益相反（いわゆる「お手盛り」）が生じるおそれがある。 また、補助金の支出者と受領者の代表者が同一であることは、双方代理禁止の規定にも反するおそれがある。 広報、庶務へのアドバイザー等の観点から、市長を代表者とするもののメリットが存することは否定しないが、一方で補助金の申請者と決定権者が同一という利益相反状況が生じることから、「お手盛り」の危険及びこれに対する市民の厳しい目を意識したうえで、市長を代表者とする必要性、不可欠性について、再検討する必要がある（現状を定めては協議会規約の変更が必要となる。）。例えば、市長を代表権のない名誉会長のポストに迎えるなど、上記メリットとのバランスを考慮した方策も検討の余地はあると考えられることから、メリットを重視して現状を要しない場合には、厳格な効果検証を行うべきである。	尼崎市市民まつり協議会においては、民法第108条の双方代理禁止の規定に抵触しないよう、また利益相反が生じないよう、本市外部団体における取り扱いに準じて、補助金交付申請に係る一切の権限を会長から副会長に委任した上で手続きを行っている。 また、尼崎市市民まつりは、市制の誕生を祝うとともに、市民相互の親睦と連帯意識を高め、尼崎の発展をはかることを目的とするものであるため、尼崎市長がその協議会の場の完備に立って市民と議論を深めることがふさわしく、協議会長の役割を市長以外が担うことは想定されない。 なお、市長以外の者が会長である場合との比較検証はできないが、あまがさき市民まつり事業補助金の評価については、引き続き事務事業シートにおいて適切に行っていく。	見解の相違	—	26	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	生涯・学習 推進課	62	意見	あまがさき市民まつり事業補助金 【意見27】補助対象経費と補助金の明記	要綱第2条では、補助対象経費について「事業に必要な経費の全部又は一部」と定めるのみであり、費目や補助率の定めがなく、補助金支出の透明性が確保されているとはいえない。 補助対象経費としては、会場設営費、会場警備費、ポスター・パンフレット印刷費、環境に配慮したリユース食器レンタル料などが考えられるので、できるだけ具体的に定めることが望ましい。	補助対象経費をできるだけ具体的に定めるため、補助対象経費を明記する要綱改正を令和4年6月に行った。	改善済	—	27	令和4年2月24日
総合政策局	生涯・学習 推進課	63	意見	あまがさき市民まつり事業補助金 【意見28】交付先団体の予算・決算状況の正確な把握	尼崎市が要綱で定める収支予算書及び収支決算書の各様式については、すべての収入支出について記載を求めているが、実際に提出されたものの収入欄には、補助金収入の記載がなく、協議会の収支会計の全体像がわからないので、本補助金の必要性・補助金額の相当性を判断する資料として、必ずしも十分とはいえない。	令和4年度の補助金の申請から、協議会全体の収支についての資料の提出を求めている。	改善済	—	28	令和4年2月24日
総合政策局	生涯・学習 推進課	63	意見	あまがさき市民まつり事業補助金 【意見29】補助金の効果測定	事務事業シートにおいては、市民まつりの参加者数（来場者数）を活動指標としているが、「市民相互の親睦と連帯意識の醸成」という本補助金の目的に照らした効果測定指標としては、もう少し細かな単位で測定したうえで、経年的な変化を検証することが望ましい。	より魅力的な実施内容の検討のために、各分会ごとに取組内容を振り返り一助として、令和4年度からは試行的に来場者向けアンケート調査を実施している。	改善済	—	29	令和4年2月24日
総合政策局	園田地域課	68	意見	箕面田町総合会館修繕補助金 【意見30】補助金額の返還	補助金交付にあたっては、交付条件が付きされており、「交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき」は、市は交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消部分について、既に交付した補助金の返還を命じることができる。とされている。 補助対象事業のスケジュールは令和元年10月～令和2年3月に設計、令和2年4月～6月に旧会館解体、令和2年7月～令和3年3月に新会館建築工事、令和3年3月～5月に竣工・引渡（4月開館）というスケジュールであったが、設計業務が令和2年3月末までに完了せず、引渡も5月末、7月末と延期されていたものであり、完成建物の完成引渡時期を大幅に超過している。建物が完成していても、町会が引渡しを受けられず、開館できないのであれば、住民は使用することができず、補助金の効果はゼロと評価されることから、補助金支出の根拠・理由がなくなる。	町会は令和3年12月、施工業者に対して、「建物の明け渡し」及び「完成遅延等に係る損害賠償」を求めて訴訟を提起していたが、令和4年8月10日に和解が成立し、8月22日に建物の受領が完了した。 市としては、補助金の返還を求めることはせず、引き続き町会に対し必要な助言を行うなど、早期の開館に向けて伴走していくものとする。	改善済	—	30	令和4年2月24日
総合政策局	園田地域課	68	意見	箕面田町総合会館修繕補助金 【意見31】補助金の適正使用の確認	建設工事請負契約のような継続的作業への補助は、その履行債務内容が複雑多岐にわたり、履行期間が長くなること等から、紛争発生リスクが高まる。 それを予防するためには、予め予想されるリスクとその対応策を検討し、その検討結果をもとに、補助金交付先を事前指導し、補助金の支出を期中においても管理する必要がある。書類上の形式的な確認だけでは不十分であるといわざるを得ない。 市としては、補助金交付先が、リスクを認識し、予防し、顕在化したリスクに適切に対応することを補助金の交付条件（付款）とし、それが実行されているか否かを補助事業継続中に適宜確認する必要がある。 また、このような確認作業は、所管課だけの業務とするのではなく、市行政全体の内部統制、リスクマネジメントのシステムの中に位置付け、実行されるべきと考えることを付言する。	当該補助金は市の補助事業であることを踏まえ、建て替え決定後、紛争発生に至る過程での市の関与等について、リスクマネジメントを含めて補助金支出の観点で適切な対応がなされたのか否かについて、現在、関係課を交えたプロジェクト体制で検証を行っている。 また、本市の内部統制においては、対象項目と定めた制度ごとにリスクや取組の検証機能に不足がないか等、評価検証を行い機能向上を図ることとしており、より実効的なリスクアセスメントの手法について、引き続き検討していく。	検討中	—	31	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局	給与課	71	意見	職員厚生会補助金 【意見29】08職員の人事費負担（補助率及び必要性の再検討） 尼崎市は、派遣する職員の元役職及び補助率について、当該職員を派遣する必要性を踏まえて再検討された。	本補助金は、令和2年12月8日尼崎市給与課長尾給第8080号通知「令和3年度に外部団体等の役員等に就任する本市の職員が報酬に対する補助金等の参考数値の上限額について」に基づき、その金額を定めている。そして、尼崎市は、事務局長として部長級職員を配置する必要があるとの厚生会からの人的支援の要請に基づき元部長級職員を派遣しているため、元部長級職員に対する人事費補助の上限額を補助金として支出している。 しかしながら、厚生会には現在派遣している08職員の外に、係長級に昇格した1名を含む2名のプロパー職員（ともに勤続15年目）がいる。尼崎市は、当該プロパー職員では未だ事務局長のポストを担うには能力、経験共に十分とはいえず、将来を見据えた人材育成の観点から、人的支援をすることとしているが、総務局長給与課において、当該事務局長ポストについては市の組織における係長級（又は課長補佐）に相当すると考えていることからすれば、そもそも派遣の必要があるか疑問がある。 また、仮に元部長級職員である必要があったとしても、補助率がその上限額である必要があるかは定かではない。上記通知はあくまで補助率を算出する際の上限額について定めたものであって、必要最少の補助率とするような折衝が補助金交付団体との間でなされたものは見受けられず、上限額の補助を行うという前提ありきで決定されているものと見られる。 要請のあった役職について、そもそも人的支援が真に必要なか、また、仮にこれが必要だとした場合必要とする職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、補助率が適切かについて再度検討された。	市職員の福利厚生に係る業務は、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体がこれを実施しなければならないとされており、市職員が当該業務を直接担う自治体もあらず、本市は条例により当該業務を行わせるための団体を設立の上、その団体に業務を行わせる形式をとっている。また、派遣する職員の担う事務局長ポストは、福利厚生事業を実施するに当たっての団体内部の運営事務だけでなく、市との横断的な連携及び総合調整、事業企画や経理等、実質的に当該団体の法人運営を司ることが求められており、現在係長級となっているプロパー職員であっても当該事務局長ポストを担うには経験や能力が十分とはいえない。 以上のとおり、市職員の福利厚生に係る業務であることや人材育成等の観点からも、本市の業務に広く精通した08職員を派遣することについては合理性があり、現時点では人的支援が必要であると考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかについて検討していく。	検討中	—	32	令和4年2月24日
健康福祉局	企画管理課	75	意見	社会福祉事業団補助金 【意見33】08職員の人事費負担（本補助金の必要性） 尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考された。	事業団は、基礎により、「事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営に際するものとする。」とされており、企画管理課によると、このように事業団の事業の範囲が限定されており、経営全般が範囲であることが、本補助金を必要とする理由とのことである。 しかし、上記のとおり、事業団は直近3年度で最低約1200万円以上の資金収支差額を生み出しているだけでなく（このほか毎年度600万円を超える資産増立がある。）、資金残高も潤沢に保有している。したがって、本補助金を継続する必要性はないと思われる。 このほか、事業団に対して08職員を推薦すること自体は、その必要性について監事人として再否定できないものであるが、本補助金が果たした際の記載文章もみても、08職員推薦の必要性についての記載はあるものの、本補助金によってその人事費を負担することの必要性までも認められることはできなかった。 したがって、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考された。	包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、潤沢な資金残高があるとの見解が示されている。 社会福祉事業団は、介護老人ホームと母子生活支援施設を有しており、介護老人ホームは今後廃止することが決定しているものの、老朽化している建物や機器の緊急的な修繕に備えた資金が必要であるほか、母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の確保、不足の事態に備えた運転資金の確保などを考慮すると、潤沢な資金残高があるとは言えない。 このことから現時点においては補助金は必要であると考えているが、今後、介護老人ホームの廃止によって事業団の経営状況の改善が見込まれるため、母子生活支援施設の建て替え等将来的な投資的経費計画等を踏まえる中で、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	—	33	令和4年2月24日
健康福祉局	企画管理課	75	意見	社会福祉事業団補助金 【意見34】08職員の人事費負担（補助率） 尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、現在、100%としている補助率について再考された。	本補助金は、令和2年12月8日尼崎市給与課長尾給第8080号通知「令和3年度に外部団体等の役員等に就任する本市の職員が報酬に対する補助金等の参考数値の上限額について」に基づき、その金額を定めている。 同通知は、その表題からも明らかとなり、補助金支出をする際の「上限額」を定めたものであって、その金額でなければならないとしたものではない。すなわち、假令の補助金交付先団体の財政状況や補助金支出の必要性に応じて、上限額の範囲内で必要最少の補助金とすべきである。 したがって、事業団の財政状況からして補助金の必要性は認められず、補助金の必要性を見直すべきである。しかし、仮に補助金の必要性を肯定した場合であっても、事業団に対して本補助金の継続を必要とする場合であっても、補助率については補助金支出の必要性と整合性のある割合を真摯に検討された。	包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、潤沢な資金残高があるとの見解が示されている。 しかしながら、社会福祉事業団は、介護老人ホームと母子生活支援施設を有しており、介護老人ホームは今後廃止することが決定しているものの、老朽化している建物や機器の緊急的な修繕に備えた資金が必要であるほか、母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の確保、不足の事態に備えた運転資金の確保などを考慮すると、潤沢な資金残高があるとは言えない。 このことから現時点においては補助金は必要であると考えているが、今後、介護老人ホームの廃止によって事業団の経営状況の改善が見込まれるため、母子生活支援施設の建て替え等将来的な投資的経費計画等を踏まえる中で、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	—	34	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	77	意見	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金 【意見35】補助金額の適正（活動に支障のない経費の調査） 民生児童委員調査等活動費補助金については、一定の単価の実費弁償費が支給されているが、実際に要している実費の額との乖離がないか、具体的に調査をしたうえで実費弁償費の額を検討された。	尼崎市では、民生委員の調査等活動費補助金として年額9万2,220円を交付しているが、その算定根拠は明確ではない。実費弁償費の額が実際に要している実費の額を上回る場合もさることながら、これを下回っている場合は、民生委員に必要以上の負担をかけていることとなり、なり手不足を助長するおそれがある。 活動に支障が生じない経費の額について十分調査をしたうえで、活動に必要な額と著しい乖離のない額の補助金を交付された。	当該補助金の過不足については、令和4年度中に尼崎市民生児童委員協議会連合会の意見を聞くこと等、調査したうえで今後の対応内容について検討する。	検討中	—	35	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	79	意見	高齢者乗合自動車運賃助成 【意見36】助成金の効果測定とデータの活用 尼崎市は、本助成金の成果につき、交付枚数とともに様々なデータ等を活用しつつ多角的に検証された。	尼崎市は、本助成金の事業成果について、毎年度3月末時点での乗車私カード及び定期券の交付枚数を見れば目標として成果を検証を行っている。確かに、交付枚数は本助成金の目的とする高齢者の社会参加の促進を指し示す一つには見える。しかし、交付枚数が直ちに社会参加、すなわち路線バスの利用に結びつくものではなく、実際の利用回数、利用状況など、より直接的な指標も用いて成果を検証する必要がある。 また、高齢者の社会参加の促進が究極的な目的とするところ、いわば本事業の正当性を基礎づける根拠は、高齢者の社会参加がフイールドに繋がるといっても、市民に対する説明として、そのような観点から目的ではないにしても、市民に対する説明として、そのような観点からの効果検証も必要である。さらに、本事業の利用者単位の乗車回数に関するデータを活用して、効果的な介護予防指導、より多くの利用促進に結び付けるなど、本助成金の効果を最大限引き出す工夫も考えられる。 つまりは、本助成金の成果を多角的な指標を用いて検証したうえで、利用状況に関するデータを活用し、本助成金の効果を最大化する取組みを検討された。	現在、交付枚数のみを目標指標としているが、乗車私カードの実際の利用者数を調査し、分析していくことで、まずは外出支援の効果測定を図っていく予定である。	検討中	—	36	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	重層的支援推進担当	81	意見	①尼崎市地域福祉推進事業補助金 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金 【意見37】 交付対象団体の拡大 尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募りたい。	本事業の目的は、要綱上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来的業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。 しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とすることは、他の団体との公平性を欠く。 については、市社協以外にも本補助金の交付対象団体に加えようとして、広く募りたい。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。	検討中	—	37	令和4年2月24日
健康福祉局	重層的支援推進担当	83	意見	①尼崎市地域福祉推進事業補助金 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金 【意見38】 補助金額の妥当性 尼崎市は、本補助金について、補助金額の妥当性について十分検討されたい。	本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されているため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は抑え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業が自発的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。 したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	—	38	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	86	意見	尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見39】 目的の明確化 尼崎市は、本補助金の要綱において適切な目的を設定されたい。	要綱第2条によると、本補助金の目的は、「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ること」とされている。しかし、本補助金は、福に市社協の活動を補助するものが目的ではなく、ボランティア活動の促進と発展等にあると思われる。市社協は、かかるボランティア活動の促進と発展等のための媒体の一つにすぎず、市社協の活動を補助することそのものが目的ではない。すなわち、現在、要綱に設定されている目的が目的が転じているか、市社協に補助すること自体が目的化しているかという点がある。 要綱で定める目的は確かに理念的なものではあるが、補助金がその目的に沿ったものかを判断し、その目的にかなった効果が得られているかを検証し改善に結び付ける際の重要な指標となる重要なものである。 については、改めて、本補助金によって何を達成したいのかを明確に定められたい。	ボランティア活動の促進と発展等を目的に市は本補助金を交付しているが、当該補助金の要綱にはこれまで目的が明確になっていなかったことから、令和4年11月に要綱改正を行った。	改善済	—	39	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見40】 補助金の効果測定 尼崎市は、本補助金について、適切な成果指標、効果指標を設定したうえで、事業評価をされたい。	尼崎市は、本補助金について、事務事業名「社会福祉関係団体補助金」とし、これまで、他の補助金と一緒に一括して事務事業として実施している。そして、目標指標として、「尼崎市社会福祉協議会（ボランティアセンター）による相談受付及びコーディネート件数」を設定し、事業成果の点検を行っている。 しかし、市社協への補助金支出はあくまで手段であって目的ではない。現在設定されている目標指標は、本来的な目的から導き出されたものとは思えない指標であって不適切であり、そのため、効果検証自体も適切ではない。本補助金の目標指標を適切に設定したうえで（ボランティア団体数、会員数、活動数など）、事業評価をされたい。	ボランティアセンターは、ボランティア活動を希望する人に活動先（福祉施設や団体・個人など）を紹介したり、ボランティアを求めるとの橋渡しをするものであることから、両者のマッチング数を、これまでの指標でもある新規登録者数及び相談件数に加えて評価する。	改善済	—	40	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見41】 交付対象団体の拡大 尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募りたい。	本事業の目的は、要綱上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来的業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。 しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とすることは、他の団体との公平性を欠く。 については、市社協以外にも本補助金の交付対象団体に加えようとして、広く募りたい。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。	検討中	—	41	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見42】 補助金額の妥当性 尼崎市は、補助金額の妥当性について十分検討されたい。	本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されているため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は抑え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業が自発的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。 したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	—	42	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	89	意見	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金 【意見43】 補助金の必要性のチェック 尼崎市は、本補助金について、アドバイザーを招く必要性について再考されたい。	本補助金は、アドバイザーに対して、専門家を招く際の費用として、1時間につき、9,000円の費用を投じており、これまでの6年間に合計5,697,000円の費用を投じている。しかし、専ら職員の能力向上であれば、他の補助金によって研修費を支出しているはずであり、内容として不適切である。また、特定の課題についてアドバイザーを必要としたのであれば、それによる課題に対する効果を検証したうえで、徐々にその必要性が低減していくはずである。恒常的に必要な専門家であれば、市社協自身がその費用負担において理事役員などとして招聘すべきである。 また、本補助金は、尼崎市社会福祉法人助成条例第2条の規定に基づいて交付されているが、同条例は市社協のみではなく広く社会福祉法人全般を対象としているものであって、市社協のみに交付することの公平性についても疑問がある。 したがって、本補助金の必要性について再考されたい。	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専門家から聴取することなどを目的としており、当該計画はすでに策定済みで、一定の目的を達したことから、令和5年度に向け廃止する。	改善不可能	—	43	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉課	89	意見	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金 【意見44】交付要綱の策定 尼崎市は、本補助金について、要綱を定められたい。	本補助金については、要綱が定められておらず、「市長は、市長の指定する事業を行なう社会福祉法人(中略)に対し、予算の範囲内において、補助金を支出(中略)できる。」とする尼崎市社会福祉法人助成条例等の規定のみによって交付されている。そのため、その手続きはおろか、補助金の目的や補助対象経費、補助金の額などが明確に定められていない(補助金の目的は、内部決裁文書に記載されているのみである。)。しかし、補助金の透明性を高め、統制をするためにも、事業目的を明記したうえで、要綱を定められたい。その際、複数の社会福祉法人がある中で市社協のみに対して専門家を補助する費用を捻出することは公平性の観点から疑義があるため、支出費用の上限を設定の上、市社協以外も利用可能な制度とすべきである。また、目的に対して一定の効果を得られ、課題が解決するはずであることを考えると、一定の補助対象期間を定めるべきである。	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専門家から聴取することなどを目的としており、当該計画はすでに策定済み、一定の目的を達したことから、令和5年度に向けて廃止する。	改善不可 能	—	44	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	90	意見	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金 【意見45】補助金の効果測定 尼崎市は、本補助金について、必要性があると判断される場合は、目的に即して効果を検証されたい。	監査人としては本補助金についてそもそもその必要性について疑問をもっているところである。そのうえで、なお本補助金を必要と判断するのであれば、目的に即した効果検証をされたい。	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専門家から聴取することなどを目的としており、当該計画はすでに策定済み、一定の目的を達したことから、令和5年度に向けて廃止する。	改善不可 能	—	45	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	91	意見	尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金 【意見46】補助金額の相当性のチェック 尼崎市は、本補助金について、金額の妥当性が確保されるように検討されたい。	実際の業務内容の複雑さや量などに応じて、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、金額の妥当性の確保を図るべきである。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	—	46	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	96	意見	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金 【意見47】予算編成及び交付対象 尼崎市は、本補助金の対象団体が、事実上、市社協組織内の団体に限定されているため、補助金のあり方を再考されたい。	本補助金が目的としているところは、尼崎市地域福祉計画の基本理念の実現のため高齢者の生きがいを促進し、市民が高齢者福祉に関心をもって理解を深め、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進する地域福祉の推進を図ることにあるが、かかる目的の担い手が市社協に限られるものではない。自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進するためには、特定の団体に限らず、多種多様な市民や団体がそれぞれの創意工夫とも活動し、発展していくこと、行政がかかわる活動を促進することが必要である。したがって、本補助金が究極的に目的とするところに立ち寄り、交付対象を見直したうえで、予算編成も含めて、適切な補助金のあり方を検討されたい。	地域福祉の推進を図る目的の担い手として市社協の関連団体以外へ補助金が交付できるよう要綱の改正は済みであり、かつそれに沿った適切な運営を行う。	改善済	—	47	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	96	意見	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金 【意見48】市社協に対する補助金の横断的視点からの整理 尼崎市は、市社協に対する補助金について、その目的や事業内容、補助対象経費が重複していると思われるため、横断的に見直されたい。	市社協に対する補助金は極めて多岐、かつ多額に上っている。細かな文書の相違を踏まえれば、その多くは「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会に補助することにより地域福祉の推進を図ること」であり、目的を共通にしているものも多い。また、内容としても各事業に関する事務局機能やコーディネートを行うための人件費相当額、運営費を補助するものである。すなわち、市から市社協に対しては、地域福祉の推進という名の下において定められる様々な事業を通じて、同様の役割を担うべき人件費、運営費相当額の補助がなされている。これらに求められる人財、能力は重複する部分も多いと思われる。集約することによってコストダウンすることができる可能性がある。ついでに、市社協に対する補助金の目的や内容を横断的に見直し、補助金額を全体として減少させる工夫をされたい。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに、補助金額の妥当性の確保についても検討している。	検討中	—	48	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	99	意見	住宅改進黨助成金 【意見49】申請書類の簡素化 尼崎市は、マイナンバー制度などを有効活用し、申請書類の簡素化を検討されたい。	マイナンバー制度の導入によって様々な情報が紐づけられているうえ、申請者の同意を得れば市内で確認することも可能であるから、添付資料を必要最小限としたうえで手続きを簡素化されたい。	本事業については、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」)に相談受付、訪問調査、改進黨の提案及び申請書類の準備等、一連の業務を委託している。現行では市社協としても申請者の世帯状況、所得状況を確認した上で、市に申請書類を提出してきたという経緯がある。こうした状況を踏まえ、マイナンバー制度なども含め、申請書類の簡素化に向けて検討を行う。	検討中	—	49	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	102	意見	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金 【意見50】団体数及び加入率増加に向け取り組み 尼崎市は、老人クラブ数及び加入率を増加させる取り組みを推進されたい。	団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心坦懐に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。	全国的に老人クラブの団体数及び加入率が減少傾向にある中、兵庫県において、コロナ禍により、地域のつながりの希薄化、外出機会の減少によるフレイルの進行、地域活動の停滞など、新たな地域課題が顕在化した。これらを踏まえ、コロナ禍における地域課題に対応する観点から、3年を目標に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を行う方向性が示された。市としても、県の拡充内容に合わせて、引き続き、老人クラブの支援等の取組を進めていく。	検討中	—	50	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	102	意見	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金 【意見51】活動の促進	老人クラブは、1団体おおむね30人以上という要件が定められている。この金因するところは、一定数の高齢者を集めて交流を促進し、より多くの高齢者に活動してもらうという趣旨と思われる。 しかし、相当数の会員が登録されているもの、各活動への参加率が低い団体については、各団体の参加率を向上させるよう、指導を継続された。	従前から老人クラブの加入促進等に向け、市報あまがさきに募集記事を掲載するなど広報活動や、敬老の日には老人福祉大会を開催し、老人クラブ指導者功労者や優良老人クラブ等に対する市長賞状を行っている。これら取り組みを通じて、老人クラブへのさらなる支援、指導を図っていく	改善済	—	51	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	103	意見	産休等代替職員費補助金 【意見52】補助金の必要性のチェック	本補助金は、制度としては存在するものの、制度開始以降、一度も利用された実績がない。10年以上にもわたって一度も利用がないことは極めて例外的であり、利用のための要件が厳しい、あてて利用するまでのメリットがない、そもそも周知されていないなどの、制度を改善すべき理由がある可能性がある。または、そもそもまったくニーズがない可能性も考えられる。したがって、この点を検証したうえで、対応を検討された。	当該補助金の補助対象施設は、市内5か所の経費者老人ホームのみである。本補助金の利用がされない原因を調査したうえで、事業の必要性等の検討を行う。	検討中	—	52	令和4年2月24日
健康福祉局	障害福祉政策担当	107	意見	重症心身障害者通園事業体制維持補助金 【意見53】補助対象事業者の見直し	要綱第2条で、補助の対象となる事業者として、旧障害児通園事業を実施していたことが条件とされているため、新規に交付先となる法人が生じる可能性は極めて低く、補助対象事業者は、事実上、現在交付を受けている1法人に限定されることになる。 国の事業の廃止により、国の事業を利用していた事業者が看護職員の加配ができなくなることに伴い、当該事業を利用していた重症心身障害者が急激な環境変化を受けないよう、本補助金が設けられたというのであれば、既に国の事業廃止から10年、本補助金の設置から5年を経過しようとしていることも踏まえ、必要な環境変化を促す対応をとって（例えば、今後5年、10年といった期間をかけて）補助金を縮小していくことも考えられる。 一方で、一般的に重症心身障害者が通所する生活介護事業所において、重症心身障害者の社会参加等の増進のために、看護職員の雇用を促進させる必要があるというのであれば、旧障害児通園事業を実施していたことを対象補助事業者の条件とする必要はなく、門戸を広げるべきである。 いずれにしても、現在、本補助金の交付を受けている事業者が法人で、今後新規に交付先となる事業者が現れることもないという状況であるならば、同様に重症心身障害者が通所する生活介護事業所を運営する事業者との公平が保たれないと考えられることから、補助対象事業者の見直しを求めるものである。	当該制度は、国の補助事業（重症心身障害者（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相当する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったため、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重症化・高齢化が進む中、平成24年の制度改正以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取組んでいるところである。このような動きもある中、既に現在に補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。	検討中	—	53	令和4年2月24日
健康福祉局	障害福祉課	109	意見	グループホーム等新規開設サポート事業補助金 【意見54】補助金の必要性のチェック	本補助金を活用して、グループホーム等が新規に開設されたとしても、仮に短期間で閉鎖されてしまえば、市内の総定員数は増加せず、障害者の地域における自立生活の促進が期待できただけでなく、補助した費用に対する効用も、十分ではない。そればかりでなく、本補助金を活用して、購入される備品は、個人や団体で、流用することができるものも多く、仮にそうした事態が生じれば、本補助金交付の目的にそぐわない。 備品購入費は、多くの場合、家電などの購入費に充てられているが、現在でも、事実上、約1年程度は、経過を観察する運用を行っているほかは、補助事業の完了、すなわち、グループホーム等の新たな開設の完了の確認に止まっており、より効果的に補助金により整備された備品や設備のグループホーム開設後の活用状況が確認されていると見えない。補助金がより効果的に利用されているかの分析できるように、開設されたグループホーム等が、継続して運用されているか、仮に、短期間で閉鎖されたとすれば、その原因をフィードバックする仕組みを検討すべきである。	グループホーム開設後、短期間で閉鎖または定員数が減少するなどして、グループホーム等の開設促進に寄与しなかったとみなされる場合には、補助金の返還を求めることができるよう、交付決定の取組し等の要件を追加した。 また、グループホームの整備促進にあたり、市内の利用状況や今後の利用ニーズを把握するとともに、その情報をこれらグループホームの新規開設や増床等を検討している事業者等と共有することによりグループホームの定員数の増加につなげていくため、グループホーム等の開設後は、市内の指定事業者が参加する「グループホーム・短期入所ネットワーク会議」へ積極的に参加することを求める交付要件を追加した。	改善済	—	54	令和4年2月24日
健康福祉局	障害福祉課	111	意見	障害者小規模作業所運営費等補助金 【意見55】補助金の必要性のチェック	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第4項に規定される地域活動支援センターに対して、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」に基づき補助金の交付がなされており、尼崎市地域活動支援センター事業補助と本補助金により補助される作業所の設置目的は、近似するものといえる。 ところで、地域活動支援センターとして補助を受けるためには、法人格を有する必要があるし、利用人員についても形態に応じて10名以上ないしは20名以上である必要がある。また、地域活動支援センターでは、指導員の人数や指導員の方から、前定数を常勤とすることを条件とされている等、本補助金の対象となる作業所の設置よりも、より厳格な要件を課せられている。利用する障害者の利便により資するものと推測されるし、補助金における効率はより高いものと考えられる。 一方で、本補助金の交付を受けている5施設のうち、4施設は、補助金交付基準の最低限度である利用人員6名である。本補助金の存在が、本市にとってもより効率が低い地域活動支援センターへの移行を妨げているのではないかと考えるところである。 そこで、支出する補助金のうち、特に本市独自の補助を継続するかについて、改めて検討するとともに、仮に小規模作業所に、地域活動支援センターとは異なる存在目的を見いだすとしても、交付要件については、より厳格なものとするを検討すべきではないかと考えるものである。	兵庫県の実政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなった。 本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うことで、法内施設への円滑な移行等を促進していく。	検討中	—	55	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	運番	監査結果 報告日
保健担当局	保健企画課	113	意見	<p>尾崎口腔衛生センター事業補助金 【意見60】補助金交付の対象となる費用等の明確化</p> <p>尾崎市は、減価償却費の内容や支出運用について、明確にすべきである。</p>	<p>要綱によると、補助金交付対象経費として、減価償却費（口腔衛生センター建物）を支払うこととし、当該減価償却費は、令和36年度まで支出されることが規定されている。また、補足説明記載のとおり、尾崎市歯科医師会と前記公益財団法人が組織統合した際に、尾崎市は、尾崎市歯科医師会、前記公益財団法人との間で、「一般社団法人尾崎市歯科医師会と公益財団法人尾崎口腔衛生センターの組織統合に関する確約書」を締結しており、要綱第7条によると、当該減価償却費を、補助金として令和36年度まで支出するとともに、この補助金は、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する旨が記載されている。</p> <p>ここでいう「減価償却費」とは、歯科医師会が区分所有する口腔衛生センターの建物に対する賃料、使用料というのではなく、将来、口腔衛生センターを建て替える場合、資金不足となることから、これに備えて将来の建て替え費用を積み立てているものであり、仮に、口腔衛生センターの建て替えがなされなかった場合は、積み立てられた減価償却費は、尾崎市に返却されると説明されている。</p> <p>しかしながら、減価償却とは、一般的には、使用または時間の経過による固定資産の価値の減少を決算期ごとに一定の方法により費用と算出するものであり、何らの説明なく、ここでいう「減価償却費」が、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の積立金であると読み取れない（前記確認書に、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する」と記載されていることを踏んで、積立金である趣意はわかりにくい。）。また、仮に、将来、口腔衛生センター建物部分の建て替えがなされなかった場合、積み立てた補助金が返還されることについても、文言上は明らかでない。以上のことから、要綱において、減価償却費とされる項目の内容や仮に、趣旨どおり、将来口腔衛生センターの建物部分の建て替えがなされた場合の取扱いについて、明文化すべきである。</p>	<p>令和5年度分の補助金交付から適用できるよう、減価償却費の項目について、経費内容を補足すると共に、建物が増えられなかった場合の積立金の返還について要綱に記載するよう調整中である。</p>	検討中	—	56	令和4年2月24日
保健担当局	保健企画課	114	意見	<p>尾崎口腔衛生センター事業補助金 【意見61】補助金の適正使用（支出根拠資料の確保）</p> <p>尾崎市は、物件費の支出実績の確認方法について、検討すべきである。</p>	<p>現在、本補助金においては、歯科医師会からの補助金交付申請を受けて、補助金交付決定を行い、5月、7月、10月、及び翌年1月の年4回に均等額を分割して交付した（要綱第7条）、年度が終了したあと、歯科医師会から提出される実績報告を審査し交付額と実績額との間で差額があった場合は、差額の返還を求める運用がなされている（要綱第12条）。</p> <p>実績報告の審査方法としては、歯科医師会へ職員が直接赴き、報告書の裏付け資料の提示を受けて、確認されているとのことであるが、資料そのものが提出されているわけではない。</p>	<p>実績報告の際、根拠資料の確認については、提出を求めることを前提に、根拠資料の調整を口腔衛生センターへ求めていく。</p>	検討中	—	57	令和4年2月24日
保健担当局	保健企画課	116	意見	<p>第2次救急医療補助金 【意見62】補助金の趣旨・目的の明確化</p> <p>尾崎市は、民間病院も第2次救急医療を担当しやすくなるために、民間病院に補助を行うことを目的とすることを、要綱上明確にすべきである。</p>	<p>要綱第5条で「四半期ごとで市が定める体制の6割を、医師会に加入する実施施設相互間で確保されることを条件として行うものとする」とされ、要綱第6条で、「6割療科目の目録及び当該箇目の合計回数を乗じて得た数に、補助金基準単価を乗じて得た額」を補助金単価としているのは、民間病院で割を負担する趣旨とこのことであるが、そもそも、公的病院と民間病院の別がどのようになされているか、定かではないことと相俟って、この趣旨が要綱上、不明瞭となっている。</p> <p>科目によっては民間病院の担当が6割を下回ることがあるものの、実際には各主体としては、8割近くが民間病院に割り当てられており、現状としては、少なくとも過度な補助となっているわけではないが、この割合は将来的には変動する可能性があることも懸念する。この趣旨を不明瞭なまま放置しておくことは不適切である。そこで、要綱を改正し、期間を定めるなどして、この趣旨を明かにすべきと考える。</p>	<p>民間病院に補助を行うことを目的とすることを、要綱上明確にするため、要綱第5条補助要件にその旨を明記した。</p>	改善済	—	58	令和4年2月24日
こども青少年局	こども福祉課	118	意見	<p>乳幼児一時預かり事業補助金 【意見63】補助金額の担当者のチェック</p> <p>尾崎市は、乳幼児一時預かり事業の補助金額の基準である利用児童数について、事業所からの報告だけでなく、その正確性を担保するための手段を検討すべきである。</p>	<p>乳幼児一時預かり事業の利用児童数は専ら事業所からの報告により確認されており、その正確性の担保は必ずしも十分とはいえない。</p> <p>今後は、保護者からの一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、利用児童数を確認することとする。確実に両手を確保していきたいが、さらに、利用児童数を偽る等の不正を防止する手段を検討すべきである。</p>	<p>従前から全ての交付先施設に対し、毎月報告書形式で利用者の確認を行っており、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、さらに、一時預かりの実態が確認できる資料の提供を求めているところであり、今後精査していく。</p> <p>指摘を踏まえ、今年度は無作為により抽出した交付先施設を対象に市職員が訪問し、一時預かりの実態が確認できる資料を検証することで報告書内容に相違ないことを確認する抜き打ち検査を実施する。</p>	検討中	—	59	令和4年2月24日
こども青少年局	こども入所支援担当	121	意見	<p>一時預かり事業補助金 【意見64】補助金の適正使用（利用児童数の正確な把握）</p> <p>尾崎市は、一時預かり事業の補助金額の基準である利用児童数について、事業所からの報告だけでなく、その正確性を担保するための実効性のある手段を継続的に検討すべきである。</p>	<p>各基準額の根拠となる人数の幅が大きいことで、利用児童数の水増しによる補助金の不正請求は懸念がある。これまでは、実際の利用児童数の把握は、交付先施設の自己申告である月ごとの尾崎市一時預かり事業実施報告書と年ごとの一時預かり事業補助金実績報告書に依拠していた。しかし、令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態がわかる資料を確認する運用がなされている。</p> <p>さらに、令和4年1月から、全ての交付先施設に対し、一時預かりの実態が確認できる資料の提供を求めていることであるが、本監査報告書の作成時点では、市は当該資料を受領するまでに行っていない。</p> <p>以上により、尾崎市において、令和2年度以降、利用児童数の正確性を担保するための手段は講じられてきているところであるが、今後も、両手での改善等を継続的に実施し、要綱第12条が定める調査の実効性を確保する方策を検討していくことが望ましい。</p>	<p>令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態がわかる資料を確認するようにし、さらに、令和4年1月に全ての交付先施設に対し、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態が確認できる資料の提供を求め、全ての交付先施設から回答があり、現在精査中である。今後も両手段でその内容を精査し、利用児童数の正確性を担保するよう取り組みを行う。</p>	改善済	—	60	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	子ども入所支援担当	123	意見	延長保育事業補助金（法人保育園・認定こども園・施設型保育事業所） 【監査61】補助金の適正使用（利用実態の正確な把握） 尼崎市は、補助金額の基準である延長時間の実態把握について、事業所からの報告だけではなく、その正確性を担保するための手段を検討すべきである。	令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として保護者作成の延長保育申込書や職員の業務日誌などの延長保育の実態がわかる資料を確認する運用となり、さらに、市は、令和3年1月から、すべての交付先施設に対し、延長保育の実態が確認できる資料の提供を求めているが、本監査報告書の作成時点において、市は上記資料を受領するまでには至っていない。 以上により、令和2年度以降、延長保育時間の正確性を担保するための手段が講じられてきているところであるが、今後も、同手段の改善等を継続的に実施し、要綱第13条が定める調査の実効性を確保する方策を検討していくことが望ましい。	令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として保護者作成の延長保育申込書や職員の業務日誌など、延長保育の実態がわかる資料を確認するようにし、さらに、令和4年4月にすべての交付先施設に対し、保護者作成の延長保育申込書や職員の業務日誌など、延長保育の実態が確認できる資料の提供を求め、全ての交付先施設から回答があり、現在精査中である。今後も同手段でその内容を確認し、延長保育時間の正確性を担保するより取り組みを行う。	改善済	—	61	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	124	意見	民間社会福祉施設運営支援事業補助金 【監査62】補助金の適正使用（裏付け資料の提出） 尼崎市は、補助金申請時の添付書類として、職員の実在や勤務状況等を裏付ける資料の提出を求めるべきである。	短時間勤務の職員については、市において必ずしもその実在や勤務状況等につき裏付けを得ておらず、いわば保育園の自己申告に委ねていることとなる。 そして、本補助金の申請にあたっては、配置状況確認書を前提として申請を行うものであるため、結果的には、市において裏付けを得ていない、保育園の自己申告に基づいた職員の配置を前提に、補助金支出の可否が決められることとなる。 よって、市は、職員の実在や勤務状況を正確に把握するために、その裏付けとなる雇用契約書ないしは資格証等の資料の提出を求め、その実在や勤務状況等を正確に把握するべきである。	令和4年度から勤務形態関係なく全職員の雇用契約書資格証の提出を求め、実在や勤務状況等を正確に把握することとした。	改善済	—	62	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	126	意見	備品及び施設改修費等補助事業費 【監査63】補助金額の担当性のチェック 尼崎市は、備品の補助については、増員分のみを対象とすることを基本とし、過度な支出を回避するための措置を講じるべきである。	本補助金が保育の質を確保するため、小型遊具や備品、保育士等の研修費用の一部を補助することを趣旨とするものである以上、少なくとも備品については、増員分についての補償を基本とすべきと考える。 備品については、増員分と在籍園児分をある程度明確に区別できると考えられるため、税金を原資とする以上は、過度な支出を回避すべき必要がある。 そのため、定員増員分を大幅に超える備品の購入については、その必要性を確認する措置を講じたうえで、当該申請が補助事業の趣旨に沿ったものであるかの確認を行うとともに、明らかに補助対象とならないケース等を例示するなどして、過度な申請とならないよう周知を図るべきである。	監査の指摘を踏まえ、令和3年度から定員増員分を大幅に超える備品等の購入については、理由書の提出を求め、当該申請が補助事業の趣旨に沿ったものであるか確認を行った。	改善済	—	63	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	128	意見	新卒保育士確保事業費 【監査64】人材確保のための方策の拡充等 尼崎市は、新卒1年目のみならず、継続的な処遇改善策を執るとともに、就労後においても、多面的な人材確保策を講じるべきである。	他の自治体では、1年目のみならず、その後も継続的な勤務がなされた場合に、さらに支援を行う場合もあるなど、保育士確保のための処遇改善策は自治体によって様々であり、近隣自治体との保育士の取り合いという状況も事実上見られるところであるので、尼崎市においても、住民の保育環境の確保のため、継続的な保育士の処遇改善をとることが必要と考えられる。 また、保育士不足については、いかになり手を増やしたところで、離職者がそれを上回れば保育士不足という事態の改善には至らず、むしろ悪化することとなるため、潜在保育士ならびに新卒保育士の就職段階のみならず、就労後の離職を防止するという点についても検討が必要と思われる。そのため、いわゆるインセンティブの付与のみならず、離職理由等の分析を進め、多面的な人材確保策を講じる必要があると考える。	保育士確保事業について、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育士の離職の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育士への実態調査を実施し、有効な施策を検討する。	検討中	—	64	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	130	意見	尼崎市法人保育園施設整備事業補助金 【監査65】選考過程の公開 尼崎市は、法人保育園施設整備事業選考会議における選考の経過について、支障のない範囲で広く市民に公開することが望ましい。	本補助金は、建物の増築や大規模改修を伴うものであることから、金額も多額に上ること、いかなる選考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業が決定されたのか、納税者である市民に広く公開されるべきである。	本事業の概要、選考の基本となる要件（老朽度や建築年数、定員増数等による優先順位の設定）、事業実績や実績・要領など、選考や法人運営に当たって支障がない開示が可能な情報について、市ホームページにて令和4年度中に公開する。	検討中	—	65	令和4年2月24日
経済環境局	経済活性化課	131	意見	創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金 【監査66】交付申請書の内容審査 尼崎市は、本補助金の交付決定にあたり、交付申請書の添付書類（事業計画書等）について、より充実した内容のものを求めるべきである。	交付申請書に添付された事業計画書の内容が薄い、特に本事業の中核をなすインキュベーションマネージャー業務については、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「活性化機構」という）から第三者に付託して業務委託することが計画されているにもかかわらず、業務委託先の選定理由や業務委託にあたってのインキュベーションマネージャーが行うべき業務の仕様が申請書類上明らかになっておらず、交付決定にあたり、要綱第4条に基づき交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。 なお、申請内容の詳細な情報を補充する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、経済活性化課の職員が活性化機構に Outreach、現地を審査していることであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。	令和4年度から、新たに全国で創業支援施設の運営実績のあるインキュベーションマネージャーに変更し、「起業プラザひょうご尼崎」及び「創業支援オフィスアビーズ」の運営・管理及び創業者等支援、創業者発掘に関する事業を行っている。事業の実施に当たり、インキュベーションマネージャーから管理運営体制、目標値（KPI）、事業ごとの概要及びスケジュール等の事業計画書を提出させ、内容が適切か審査を行う。	検討中	—	66	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	経済活性化課	131	意見	創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金 【意見6】補助金の適正使用（事業完了報告書の内 容審査） 尼崎市は、交付額の確定にあたり、事業完了報告書の添付書類（事業実績報告書等）について、より充実した内容のものを求めるべきである。	事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄い。特に本事業の中核をなすインキュベーションマネージャー業務について、インキュベーションマネージャー名ないし3名の出勤実績は添付されているものの、出勤日の具体的な活動内容がわかる資料は添付されていない。このため、交付額の確定にあたり、要綱第7条に基づき完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認められない。 なお、事業完了報告書に係る詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、経済活性化課の職員が活性化機構に Outreach、現地審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。	新たなインキュベーションマネージャーから、出勤実績だけでなく、個別相談記録等の月次報告書を提出させ、各月ごとにインキュベーションマネージャー業務が適切に実施されているかを確認している。	改善済	—	67	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	133	意見	尼崎版観光地づくり推進事業補助金 【意見6】交付申請書の内容審査 尼崎市は、交付決定にあたり、補助金交付申請書に添付される事業実施概要について、より充実した内容のものを求めるべきである。	補助金交付申請書に添付された事業実施概要の内容が薄く、収支予算書の事業費の積算根拠も明確になっていない。このため、交付決定にあたり、要綱第5条に基づき補助金交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。 なお、申請内容の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、観光振興課の職員があまがさき観光局に Outreach、現地審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。	令和4年度の補助金については、事業ごとの予算額が入った事業計画が提出されており、4月25日にあまがさき観光局にヒアリングを行い、各事業についての詳細を確認している。 また、令和4年度から補助金の交付については必要な時期に必要な金額を支出することとし、上半期と下半期に分けて交付することとした。	改善済	—	68	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	133	意見	尼崎版観光地づくり推進事業補助金 【意見7】補助金額の相当性のチェック（自主事業の損益状況の確認） 尼崎市は、交付決定にあたり、補助事業以外の自主事業（自転車駐車場事業等）により収益が上がれば、これを運営費等に充てることにより補助金の額（補助率）を抑えることが可能となるため、補助事業以外の自主事業の損益状況についても適切に審査し、補助金の額の決定にあたり考慮すべきであるが、補助金交付申請書の添付書類である事業実施概要及び収支予算書からは自主事業の損益状況を正確に把握することはできない。 この点、あまがさき観光局は、設立してから間もない法人であり、COVID-19の影響も相俟って財務体制が不安定な状況が継続することが予想されることから、自主事業により収益が上がった場合に、直ちに収益分について補助金の額を削減すべきとまではいえないが、少なくとも自主事業の収益状況について正確に把握したうえで、これを補助金の額の決定にあたり考慮要素の一つとすべきである。	あまがさき観光局が行う補助事業以外の自主事業（自転車駐車場事業等）により収益が上がれば、これを運営費等に充てることにより補助金の額（補助率）を抑えることが可能となるため、補助事業以外の自主事業の損益状況についても適切に審査し、補助金の額の決定にあたり考慮すべきであるが、補助金交付申請書の添付書類である事業実施概要及び収支予算書からは自主事業の損益状況を正確に把握することはできない。 この点、あまがさき観光局は、設立してから間もない法人であり、COVID-19の影響も相俟って財務体制が不安定な状況が継続することが予想されることから、自主事業により収益が上がった場合に、直ちに収益分について補助金の額を削減すべきとまではいえないが、少なくとも自主事業の収益状況について正確に把握したうえで、これを補助金の額の決定にあたり考慮要素の一つとすべきである。	収支予算書内訳が提出されており、自主事業収入の事業費への配分は把握できている。 財務状況を考慮した上で、補助金額の決定を行うことを認識しており、今後、自主事業の収益が安定して増加した場合には、補助金の額について再考するが、現時点では、自主事業収入での収益の増加は見られず、COVID-19の影響も相俟って財務体制が不安定な状況が継続することが予想されることから直ちに補助金額の削減等は考えられず、当面の間、現在の補助金額を継続する。	改善済	—	69	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	134	意見	尼崎版観光地づくり推進事業補助金 【意見7】補助金の適正使用（事業実績報告書の内 容審査） 尼崎市は、補助金の額を確定するにあたり、事業完了報告書の添付書類である事業実績報告書について、より充実した内容のものを求めるべきである。	事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄い。交付額の確定にあたり、要綱第7条に基づき完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認められない。 なお、報告書の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、観光振興課の職員があまがさき観光局に Outreach、現地審査確認しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。	監査の指摘を受け、令和4年度から事業実績報告書については、実施した内容について数回ヒアリングを行い、また、提出された決算報告書についても、正味財産増減計算書内訳表の提出を求めるなど、収支についても内容の確認を行った。今後も継続して正味財産増減計算書内訳表の提出を求めるなど、収支について内容の確認を行う。	改善済	—	70	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	134	意見	尼崎版観光地づくり推進事業補助金 【意見7】利益相反のおそれ（市長と理事長の兼 務） 本件のように市長が補助金の代表者を兼務している場合には、住民がいわゆる「お手盛り」の疑念を抱くおそれもあることから、尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、より一層厳格な姿勢で審査にあたるべきである。	市長があまがさき観光局の理事長を兼務しているため、本補助金の交付は、民法第108条が禁止する双方代理に該当するおそれがあることから、あまがさき観光局は、本補助金の申請及び受領にあたり、専務理事を代理人に選任し、民法第108条への抵触を回避している。 もっとも、尼崎市とあまがさき観光局との間に内在する利益相反性に起因するお手盛りのリスクは、上記代理人の選任により完全に解消されるわけではない。本件のように、あまがさき観光局の代理人に選任された者が尼崎市の08職員である場合はなおさらである。 このため、本件のように市長が補助金の代表者を兼務している場合には、住民がお手盛りの疑念を抱くおそれもあることを十分に認識したうえで、本補助金の交付の必要性及び相当性についてはより一層厳格な姿勢で審査にあたるべきであるが、上述とおおり、補助金交付申請書・事業実績報告書の内容は薄く、審査が厳格かつ適切に行われているとは認められない。	監査の指摘を受け、令和4年度から事業実績報告書については、実施した内容のヒアリングや決算報告書の提出に当たり、正味財産増減計算書内訳表の提出を求めるなど、収支についての内容の確認を行っている。 また、令和4年度の事業費への配分については、収支予算書内訳で把握できている。 加えて、令和4年度の補助金については、事業ごとの予算額が入った事業計画を交付し、各事業についての詳細をヒアリングで確認している。 これらの取組を通じて、いわゆるお手盛りと言われる状況にはならず、適正な審査が行われていると考えている。	改善済	—	71	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	136	意見	（一財）近畿ユニエネルギー加工技術研究所補助金 【意見7】債務負担行為の定め ニ崎市は、本補助金の交付について、予算で債務負担行為を定めるか、土地貸借契約書第7条に規定する補助金交付義務の内容を予算の範囲内において交付する趣旨に変更し、尼崎市が財政支出義務までは負担しないことを明確にすべきである。	本補助金の交付については、予算で債務負担行為を定めるか、土地貸借契約書第7条の補助金交付義務の内容を尼崎市が毎年度の歳出予算の範囲内において交付すべきものに変更し、尼崎市が毎年度の財政支出義務までは負担しないことを明確にすべきである。	令和4年4月1日付け土地貸借契約の一部変更契約において、同契約第7条に「予算の範囲内において」の一文を追加し、毎年度の財政支出義務までは負担しないことを明確にした。	改善済	—	72	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	地域産業課	138	意見	ものづくり技術支援事業補助金（事業費） 【監査73】交付申請書の内容審査 尼崎市は、交付決定にあたり、交付申請書の添付書類（ものづくり支援事業申請書類、事業計画書）について、より充実した内容のものを求めるべきである。	交付申請書の添付書類（ものづくり支援事業申請書類、事業計画書）の内容が薄く、事業申請書類には各補助対象事業への人員配置の人数が記載されており、事業計画書にはAMPの大きな活動方針が記載されているが、これだけでは各補助対象事業の具体的な事業計画の内容がわからず、要綱第4条に基づき交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。	事業計画書について、これまでは補助対象事業の具体内容と一致する全体運営方針及び各項目別活動内容を記載し提出していたが、監査の指摘を受け、事業の具体的な実施及び対象職員の担当業務を参考とするため、令和3年度業務報告・活動報告を提出させている。	改善済	—	73	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	138	意見	ものづくり技術支援事業補助金（事業費） 【監査74】補助金の適正使用（実績報告書の内容審査） 尼崎市は、交付額の確定にあたり、補助金交付事業実績報告書について、より充実した内容のものを求めるべきである。	事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄く、補助事業として実施された技術相談、技術支援及びセミナー等については、具体的な実施日を記載し、実施された内容と担当者が記載された業務報告・活動報告を提出していたが、監査の指摘を受け、経費報告書については、補助金実額の内訳として明確な各経費区分毎の実績額を記載した資料を提出させている。	補助事業として実施された技術相談、技術支援及びセミナー等については、具体的な実施日を記載し、実施された内容と担当者が記載された業務報告・活動報告を提出していたが、監査の指摘を受け、経費報告書については、補助金実額の内訳として明確な各経費区分毎の実績額を記載した資料を提出させている。	改善済	—	74	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	140	意見	（一財）近畿圏エネルギー加工技術研究所人件費補助金 【監査75】交付申請書の内容審査 尼崎市は、交付決定にあたり、交付申請書の添付書類として対象職員の担当業務や活動実績について記載した書面の提出を求めるべきである。	交付申請書の添付書類として、対象職員の人事費の内容とAMPの令和2年度の事業計画書及び令和元年度の業務報告・活動実績が提出されているが、対象職員の補助対象期間（令和2年度）の担当業務や活動実績は不明である。本補助金の効果検証を適切に行うために対象職員の具体的な活動実績の報告を受けるべきである。	令和4年度の交付申請にあたり、新たに補助対象職員の担当業務を明らかにする資料のほか、活動実績を記載した令和3年度業務報告・活動報告の提出を求める。また、実績報告時には、具体的な活動実績の報告を求めることとしている。	検討中	—	75	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	141	意見	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・商業専門家派遣等事業補助金） 【監査76】人件費補助の必要性・相当性のチェック ハートフル事業に従事する職員1名（以下「本件職員」という）に関する人件費補助の必要性及び補助金額の相当性について検討を加え、必要に応じて廃止、削減等の措置を講じるべきである。また、今後とも本件職員に関する人件費補助金を継続する場合であっても、各年度の交付決定にあたり、補助金交付申請書及び添付書類について、より充実した内容のものを求め、補助の必要性及び補助金額の相当性を慎重に審査すべきである。	令和2年度の本補助金の決裁文書の記載によると、本件職員の人事費補助は、勤労者福祉会の解散に伴うプロパー職員の雇用確保が主な理由で実施されるようになったと解されるが、法的には尼崎市は本件職員に対して雇用責任を負う立場になく、本件職員の雇用確保は、補助金の必要性を直接に基礎付ける事情とはならない。また、平成21年度決裁文書には、「実務事業及び活性化機構の安定した運営を図るため」と記載されており、ハートフル事業の公益性が考慮されていることが窺われる。このため、ハートフル事業の内容からすると一定の公益性を有することが認められるため、活性化機構が同事業を承継した当初は、これを円滑に運営継続するために同事業を担当していたプロパー職員の人事費の補助を行うことについて一定の必要性が認められるとも考える。しかし、ハートフル事業が活性化機構に承継されて10年以上が経過した令和2年度の時点においても、同様の必要性があるかは別問題であり、補助金交付の時点での活性化機構の財務状況、ハートフル事業の取次や運営状況（会費及び福寿事業や給付事業の件数等）、同事業の業務量と担当する職員の人員体制（同事業の業務に精通した本件職員以外の職員の有無等）等を考慮して、毎年度個別に判断されるべきものである。令和2年度の本補助金交付申請書及びその添付書類には、ハートフル事業の公益性に着目して同事業への人件費補助の必要性を検討するにあたり考慮すべき、活性化機構の財務状況、同事業の運営状況、業務量と同事業を担当する職員の人員体制等に関する事情が記載されており、地域産業課が他の方法でこれらの事情を審査した結果も見当たらないことから、本件職員の人事費補助の必要性について十分な審査が行われたとは認められない。また、令和2年度の本補助金交付申請書には、同年度の活性化機構の取次事務費が添付されており、ハートフル事業のうち公益目的事業会計に計上されている福利事業については、58,000円（同年度の取次事務費では、2,070,650円）の発生、経理事業等に計上されている給付金事業の取次額は0円とされている。この点について、本件職員に対する人事費補助金を含む尼崎市からの補助金は、福利事業及び給付事業の収益としては計上されていないことから、ハートフル事業への事業補助として、本件職員の管理職半歩を除く人件費全額（年間合計7,399,389円）を補助することについて相当性が認められるのか疑問がある。なお、そもそも本件職員が令和2年度もハートフル事業に従事していること自体、令和2年度の本補助金の決裁文書によって確認できないことは上述のとおりであり、補助金額の相当性の審査及び本補助金の効果検証の審査を適切に行うためにも、本件職員の担当業務や活動内容について具体的に説明を求めるべきである。	人件費補助の対象職員の担当業務や活動内容を把握するため、直ちに報告書の提出を求め、人件費補助の必要性について検討を行う。	検討中	—	76	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	145	意見	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎商工会議所事業補助金） 【監査77】交付申請書の内容審査 交付決定にあたり、交付申請書の添付書類（事業計画書等）について、より充実した内容のものを求めるべきである。	提出されている事業計画書等の内容が薄く、これだけでは、要綱第6条に基づき交付決定を行うことが適当であるかの審査を行うことは困難である。	事業計画書については、事業ごとに概要を記載し年間スケジュールの提示及び、昨年度実績を添付するよう改め、ホームページによる情報発信事業は、インターネットホームページ製作業務を委託している業者との契約書を添付するようとした。	改善済	—	77	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	146	意見	美濃型インターンシップ推進事業補助金 【監査78】政策目的の明記 尼崎市は、要綱に本補助金の政策目的を明記すべきである。	要綱第1条（趣旨）では、本補助金の目的として実践型インターンシップを実施、普及させることが掲げられているが、これは手段に過ぎず、これをもって実現すべき政策目的が明記されていない。政策目的が明確でないこと十分な効果検証も困難となる。	要綱の第1条を改正し、「地域経済を支える市内企業の魅力を将来の産業界を担う若者に体感できる場を提供することで、学生の社会人基礎力の養成や市内企業の課題解決・魅力向上を図る」という本来の政策目的を明記した。	改善済	—	78	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	しごと支援課	146	意見	実践型インターンシップ推進事業補助金 【意見79】事業の適法性のチェック	長期実践型インターンシップに参加する大学生等は受入事業者で3か月から6か月程度の期間にわたり、新事業の企画立案・実施などの実践的なプロジェクトに従事する活動を行うことが予定されており、労基法等の労働法令において労働者が認められる可能性がある。 要綱第3条では、関係法令を遵守して事業を実施できる者であることが補助対象者の要件とされていることから、上記参加大学生等の労働者性の有無及びこれが認められる場合の労基法等の労働法令の遵守状況を確認すべきである。	要綱第7条（労働関係法令の遵守状況の報告等）を追記し、実践型インターンシップコーディネーター事業者に対し、長期インターンシップ受入事業者における労働関係法令遵守状況報告書を市へ取りまとめと提出することを求めることとした。今後はその報告書をもって、長期インターンシップにおける労働者性の有無及び労働法令の遵守状況の確認を行っていく。	改善済	—	79	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	147	意見	シルバー人材センター補助金（人的支援分） 【意見80】補助金の必要性のチェック	センターの令和2年度の収支は黒字であることからしても、センターの要請に応じて08職員を推薦すること自体はともかく、同人の人件費について補助金を交付する必要性が認められるか疑問がある。 なお、資産統括局長及び総務局長が各部長長宛てに令和3年4月1日付けで発出した「外部団体等への職員派遣及び職員08総務等の考え方について」によると、センターは、分組Ⅱ（尼崎市の一定層の若手と、尼崎市の政策を推進していく団体）に該当するとされ、人件費補助が可能な外部団体等として位置づけられているが、上記通知も、人件費補助の必要性を個別具体的に検討することなく、補助金の交付を義務付けるものではないと解される。上記通知は、監査対象である令和3年度の補助金が適用されるものではないが、上記通知が发出された令和3年度以降も本補助金を交付する必要性について個別具体的に審査したうえで、交付決定すべきことに変わりはない。	令和2年度の収支は一見して黒字であるものの、シルバー人材センター本部及び支部建物の修繕費の積み不足の課題などを抱えている。 また、団体の安定的かつ自立経営の確立に向けての取組を推進しており、職員派遣及び職員08を命ぜらるることや今後、取組の異なる推進を図るため、現時点では、引き続き、人件費補助金の必要性があると考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかなど合わせて検討していく。	検討中	—	80	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	148	意見	シルバー人材センター補助金（人的支援分） 【意見81】補助金額の相当性のチェック	補助金額の相当性については、当該常務理事の担当業務を踏まえて判断される必要がある。 センターでの担当業務に関係なく決定された人件費の金額について補助金を支給することに合理性は認めがたい。	常務理事の業務としては、シルバー人材センターの中期的な事業活性化計画に基づき、毎年の事業計画を策定し、推進することであり、補助金の交付決定を受けた補助事業については、実績報告書の提出を受け、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合していることを判断していたが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかなど合わせて検討していく。	検討中	—	81	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	148	意見	シルバー人材センター補助金（人的支援分） 【意見82】補助金の効果測定	当該常務理事の活動実績としては、出退勤時刻が記載された出勤管理簿と人件費の内訳書が提出されているのみであり、同人の具体的な活動実績は報告されていない。出勤管理簿のみでは、本補助金の政策的（センターの安定的かつ自主した経営の確立への取り組みを推進する）の効果検証を十分に行うことはできない。	当該常務理事の活動実績としては、出退勤時刻が記載された出勤管理簿と人件費の内訳書が提出されていたが、令和3年度からそれら以外に、事業実績報告書の提出を受けるよう改められ、当該事業実績報告書により補助金の政策的効果検証を行うようになった。令和4年度以降についても引き続き事業実績報告書を提出させ、補助金の政策的効果検証を行っていく。	改善済	—	82	令和4年2月24日
経済環境局	資源循環課	153	意見	尼崎環境財団補助金 【意見83】08職員の人件費負担	財団の財務諸表によれば、収益が増加傾向にあるというわけではなく、既に一定の経営改善がなされ、経営は安定していると考えられる。 市の主張では、環境財団の懸案事項である退職金の積立不足がまだ解消されておらず、厳格な体制とは言えないことであるが、主として中小企業退職金共済制度による積立不足以外に、物販の買を講じていることがうかがえない。直近の事業報告や事業計画を見ても、経営改善に関する具体的な課題についての言及はなく、人的支援によって解決すべき経営課題が現れているか疑問がある。 以上のことから、財団に対して人的支援をする必要性について、財団が安定的に黒字経営となった現時点では、平成23年当時は状況が異なるという見解を得た。 また、人件費補助の金額（補助率）につき、令和2年12月8日尼崎市給与課長宛に給与080号通知（令和3年度に外部団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について）において、上限額が定められているところ、本補助金の額は当該通知における上限額で設定されていると思われるが、環境財団の常務理事の職務内容や、環境財団の財務状況を踏まえたときに、上限額での補助が必要であるという十分な根拠があるか不明である。 将来的には財団を解散させる方向性であることも踏まえ、これを機に補助金の減額・廃止を含めた見直しを検討されたい。	財団の長期的な方向性として、将来的には解散を視野に入れた方向性を示しているものの、当面は市と一体的に政策を推進する役割を担いつつ、民間事業者へ段階的に事業を移行しながら経営していく必要がある。 畜場・畜園管理運営事業における指定管理者の公募選定に向けた検討やDBO方式による新ごみ処理施設の整備検討を踏まえつつ、新たな経営計画の策定に取り組みともな、財団の経営状況や市民サービスへの影響等を勘案しながら市と協議していく必要があることから、廃業行政等について知識継承等を有し、総合的に業務執行が可能なられた人材の人的支援については今後も必要な状況にある。 また、退職金の積立不足がまだ解消されていないことに加え、今後の畜場・畜園管理運営事業に係る動向及び長期的な方向性の検討を踏まえた今後の財団の体制・経営等は極めて不明な状況にある。これらの経営課題に対し、これまで増して経営改善に向けた取り組みが必要であることから、現時点では、引き続き経営支援を行っていくために現行の補助金は必要であると認識しているものの、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかなど合わせて検討していく。	検討中	—	83	令和4年2月24日
経済環境局	資源循環課	155	意見	資源集団回収運動奨励金 【意見84】奨励金の実効性確保	本奨励金のごみの減量化及び資源の有効活用を目的としていることからすれば、実際に当該資源が有効活用されて初めてその目的を達することができる。 尼崎市が直接、有効活用の状況を把握することは困難であっても、本奨励金を交付することができる業者を登録制にしたうえで、登録の際に有効活用していることの資料提出を義務付けることにより、間接的に有効活用が、資源として有効活用されることを担保することは可能である。 については、本奨励金が実際の効果に結びつくような仕組みの導入を検討され、他の事業においても実効的な取り組みを推進されたい。	集団回収の回収品目が有価物として扱われており、業者奨励金を出す基準まで古紙価格が低迷していない現段階においては、直ちに業者登録制度を導入する必要はないと考えられている。 今後、新たな回収品目の追加や、古紙相場の変化による業者奨励金の交付など、資源の適正処理を担保する必要性が生じた場合においては、業者登録制導入の検討も必要で、誓約書や優先業者（古紙回収等）への納入依頼を提出させるなどの対応が必要であると考えている。	見解の相違	—	84	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	番号	監査結果 報告日
都市整備局	住宅政策課	157	意見	若者危険空家等除却費補助金 【意見85】補助要件の整備	本来、法令に基づく助言や指導を受けた所有者等が自費で空家等の除却等をすべきとの考え方から、本補助制度は、市の補助事業の一覧表にも掲載されておらず、市長への広報の対象とされていない。政策的に補助金のあり方としてこのような考え方を採用することはあり得るところであるが、補助金交付要綱では交付の要件につき上記の考え方が反映されていない状況である。 すなわち、補助金交付要綱第3条第1項は、補助対象者につき前年度の所得金額が900万円以下の者に限定する要件を挙げているもの（同第2号）で、保有資産の状況を踏まえた除却費用の負担の可否については何ら要件として規定していない。 また、補助金交付要綱第1条の補助の趣旨を含め、本補助制度が自費で除却等ができない場合の補足的な制度であることを示す事項は規定されていない。補助金交付手続の現状に鑑みれば、実態として補助金交付要綱には規定されていない要件を付加して補助の決定がされていることにはかならず、恣意的な補助制度の運用が懸念されるところである。 そのため、上記の補助制度の運用方針を維持するのであれば、その方針を踏まえた補助の交付要件を要綱で規定すべきである。	包括外部監査での指摘を受け、補助要綱第1条の目的規定において、本件補助要綱は、法第14条第1項又は条例第8条第1項の規定に基づき不良住宅の所有者に対して必要な措置を講ずることを求め、その中で、住宅の除却を進めるべく補助金の交付を含めて指導するものであるとの趣旨を明らかにした。 また、補助対象となるべき者の経済的事情について本件補助要綱第3条第1項第1号に「その者の置かれている状況から見て当該老朽危険空家等に該当する住宅を除却することが困難であると認められる者」を加え、申請者の個別の保有資産の状況を判断するために「尼崎市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱に係る取扱基準」を作成した。	改善済	—	85	令和4年2月24日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	158	意見	尼崎市緑化公園費補助金（団体職員人件費補助金） 【意見86】00職員の人件費負担（補助金額等の見直し）	令和3年4月1日付け「外郭団体等への職員派遣及び職員00幹旋等の考え方について」によると、尼崎市緑化公園協会（以下「協会」という。）は、分組1（市と一体的あるいは市に代わって市の政策を推進していく団体）に該当するとされ、人件費補助が可能な外郭団体等として位置づけられており、令和2年12月8日尼崎市給与課長宛尼第8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」に、したがって、当該00職員の元役職に応じた上限額が交付されている。 補助の可否及びその金額の決定にあたっては、当該00職員が団体で行う具体的な職務内容を十分に調査したうえで、補助金額が公益目的を達成するために必要かつ最小限度と算定されるかについて、交付申請、実績報告の両場面でも検証しなければならない。 しかしながら、上記の検証が行われずまま前記「00職員報酬通知」の上限金額が交付されているところであり、当該00職員を勤務させることの具体的な必要性や補助する人件費の額の合理性を十分に踏まえた上で、補助金交付の金額等の見直しを検討すべきである。	当該常務理事の業務としては、業務執行方針及び実施計画を立案し、理事会に対しその執行状況の報告等を行っており、「外郭団体等に対する派遣・職員00幹旋要請書」に基づき派遣をしていたが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかなどを合わせて検討していく。	検討中	—	86	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	164	意見	尼崎市消防団運営交付金 【意見87】補助金の適正使用（添付書類の妥当性） 【その3】	令和2年度の本交付金の交付手続において、C地区の全分団が提出した収支内訳書添付の領収書の閲覧したところ、すべての領収書が同じ記載となっており、それぞれの分団ごとの個別の事情を反映した支出であると到底考えにくいので、尼崎市において、各領収書の作成経緯を調査する必要がある。	地区でそろえたものを購入する際に各分団に均等負担し購入したものであり、同額の領収書が各分団で添付されている状態であった。業者に対する発注は1であり金額の按分についてわかる明細書をつけて経理するようにした。	改善済	—	87	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	164	意見	尼崎市消防団運営交付金 【意見88】修正収支報告書の再提出	E地区の1分団の収支報告書を閲覧したところ、同報告書に赤字で訂正がなされているものの、市に修正報告をすることなくそのままの形で保管されていた。 収支報告書に誤りが見られた場合は、公正決定の観点から、修正した収支報告書を再提出させるべきである。	集計上の軽易なミスがあったもので、差戻できていなかった。報告書の修正を依頼し、再提出済みである。	改善済	—	88	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	165	意見	尼崎市消防団運営交付金 【意見89】支出対象費目のルール	交付手続の適正の観点からは、交付申請者にとって、当該経費の交付対象としての適否が明確に示されていないことが望ましいので、客観的なルール作りが必要である。	運営交付金交付要綱の内容を補充するため運営交付金取扱要綱を策定し事務処理や使途について厳正な取り扱いをするよう周知徹底を図った。	改善済	—	89	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	167	意見	学校プール開放支援事業補助金 【意見01】プールの貸し出し後の現状復旧の確認の徹底 尼崎市は、プール開放終了後の現状復旧の確認を適切に実施し、利用後のプールの状態に問題がなかった旨の記録を文書で残すべきである。	要綱第3条第3項においては、「利用後の現状復旧については、責任を持って行う」と記載されているが、現在の運用では特に現状復旧の確認の記録を残していないとされている。本事業は、夏休みに、市の教育施設を外部の者に貸し出すものである以上、現状復旧の確認を適切に実施し、次回以降の開放開始時のプールの客観的状況を明らかにしておくためにも、問題がなかった旨の記録を文書で残すことが望ましい。	令和4年度以降の学校プール開放実施時から、確認書等の文書を提出させることとするよう検討している。(令和2年度から4年度はCOVID-19の影響等により事業中止) なお、今後の事業実施については現在の実施内容等の検討を進めている。	検討中	—	90	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	168	意見	尼崎市体育協会補助金 【意見02】利益相反のおそれ(事務局体制) 尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっていることで、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。 よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付事務において適正なチェック機能を働かせる必要がある。 なお、体育協会の事務局は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育協会の業務を行う場合は職務免除の手続きを行う必要があると考えられるが、職務免除の手続きはとられていないことである。 さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要がある。	本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進課が担当しており、体育協会の事務局5名の事務局のうち、4名を市の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、もう1名が管轄部の部長という状況にある。 このような状況では、補助金交付申請手続を実施を行う事務局職員と市の補助金交付決定者が実質的には同一人となっているといわざるを得ず、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。 よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付事務において適正なチェック機能を働かせる必要がある。 なお、体育協会の事務局は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育協会の業務を行う場合は職務免除の手続きを行う必要があると考えられるが、職務免除の手続きはとられていないことである。 さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要がある。	本市のスポーツ振興は、尼崎市体育協会と市が協働して事業を実施するなど、連携して取り組んでいる。 そのため、当該団体の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、団体の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、パートナーシップに基づく役割分担として本市が事務局業務を担っている。 しかしながら、現在の事務のあり方に係る検証の必要性は認識しており、今後、関係各所とも協議しながら対応について検討を進めている。	検討中	—	91	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	169	意見	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金 【意見03】0歳児の人員費負担 尼崎市は、本補助金において、0歳児の人員費について補助100%を実施している現状につき、見直しを検討すべきである。	本補助金において、令和2年12月8日尼崎市給与課長務給給第8080号通知「令和3年度に外部団体等の役員等である本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」にしたがって、上限額100%が交付されている現状については、①公益目的に照らし、当該元職員の0歳が勤務する必要性が真に認められるか、②底に必要性が認められるとして、事業団における具体的な業務内容に応じて、上限額100%を補助金として交付することが妥当であるかを十分に検証したうえで、見直しを検討すべきである。	当該団体と市が一体となってスポーツ施策を推進する上で、市の施策や行政運営等に精通するとともに、高い政策形成能力を要することから、元局長級が勤務しており、平時から市との円滑な連携が確保されていることに加え、令和3年度においては、COVID-19により多大な影響を受けながらもアレイ予防等の新たな取組を行っていることや、施策評価にも参画するなど、市とのパートナーシップ構築にも寄与していることから、上限額に見合った業務を遂行しているものと考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかなど合わせて検討している。	検討中	—	92	令和4年2月24日
教育委員会事務局	学校教育課	170	意見	英語検定料補助金 【意見04】補助金の効果測定 尼崎市は、本補助金の効果を適切に評価できる指標を設定し、定期的にその効果を検証したうえで、当該補助金に係る事業を継続する必要性及び補助金額の相当性について検討されたい。	補助金の評価指標は、受験者数によっているところ、英検受験者数は令和2年度のCOVID-19の影響を除けば、年々増加傾向にあるものの、英語力の向上心を高め、自ら学習する意欲を高めるあるいは「英語を使ったコミュニケーションの充実を図り、尼崎市の今後の英語力の向上を推進する」ことを目的とする本補助金の評価指標として、受験者数の増減のみは必ずしも十分でない。 例えば、補助対象となった生徒の合格率を加味するなど、目的に応じた指標の再設定が必要であると考える。	英語検定は年間3回実施されているが、本事業では10月実施の第2回のみ補助を実施している。そのため毎年全検定額において受験する生徒や人数などの母数が変動し、補助対象となった同一生徒を再受用することが出来ない。本事業は生徒が進んで受験し、自らの英語力を確認するための補助であると考えており、現行の指標としては受験者数を設定しているところであるが、今後は合格率を含めた指標についても検討していく。	検討中	—	93	令和4年2月24日
教育委員会事務局	学校教育課	173	意見	定期演奏会支援事業補助金 【意見04】補助金の効果測定 尼崎市は、本演奏会の来場者に対するアンケートを実施するなどして、本補助金が、上記公益目的の達成の手段として有効に機能しているかを検証し、また検証結果を踏まえて、補助の必要性、金額の相当性について検討することが望ましい。	本補助金の効果を検証するにあたっては、来場者に対するアンケートを実施し、質問事項として①来場の動機・きっかけ、②過去に来場した回数、③演奏会を終えた感想、④次年度以降も定期演奏会に来場したいか否か、⑤他の音楽イベントへの参加意欲等を設定したり、尼崎市における他の音楽イベントへの好影響(参加者の増加など)も考慮するなどして、本補助金の目的に応じた効果がもたらされているかを十分に検討する必要がある。	本補助金の効果を検証するにあたって、来場者に対するアンケートを実施し、本補助金の目的に応じた効果もたらされているかの検討を行う。質問事項として、①来場の動機・きっかけ、②過去に来場した回数、③演奏会を終えた感想、④次年度以降も定期演奏会に来場したいか否か、⑤他の音楽イベントへの参加意欲等を設定する。	改善済	—	94	令和4年2月24日
こども青少年局	保育管理課	175	意見	幼稚園型一時預かり事業補助金 【意見05】補助金の適正使用(実地調査の検討) 尼崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、実地調査書の信頼性を確保するとともに、不正受給に対する抑止力を高める観点から、実地調査を実施することが望ましい。	現状において、実績報告時に提出を求めている、「一時預かり実施状況報告書」等の書類は、事実上幼稚園等の自己申告であり、その信頼性が十分担保されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるという観点からも、実地調査を実施することが望ましい。	執行体制の問題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育児童部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めている。	検討中	—	95	令和4年2月24日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覽

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	進捗	監査結果 報告日
資産統括局	公有財産課	44	意見	公有財産台帳と固定資産台帳の一体化を目指すことが望まれる。	公有財産台帳と固定資産台帳の記載対象施設及び財産が概ね同一であるにもかかわらず、公有財産台帳と固定資産台帳を別個に作成・管理する形としたため、非効率であることから、将来的には公有財産台帳と固定資産台帳の一元化を目指すことが望ましい。残る前約事項としてはシステムの統一化の問題が主と考えるため、将来台帳管理システムを更新する際に、公有財産台帳と固定資産台帳の一体化を目指すことが望ましい。	令和4年度中に公有財産管理システムを更新するため、9月から年度末に向けて、 <u>固定資産台帳機能の追加(公有財産台帳と固定資産台帳の一元化)に向けた取組みを行い、令和5年度より一元化を行う。</u>	改善済	将来、公有財産台帳管理システムを更新するときに、公有財産台帳と固定資産台帳の一元化の是非を判断できるよう、今後、その方法及び費用対効果等について調査・研究を行う。	1	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	107	意見	【道路事業先行取得地】 長期にわたり供用されていない先行取得地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、都市計画道路の見直しについては、これまでの進捗等も考慮し、実現可能性の観点からも判断する必要がある。	道路用地として取得された土地(先行取得用地)が、長期にわたり供用されておらず、時価が下落しているものもある。 市民に説明責任を果たすため、長期にわたり供用されていない先行取得用地を保有しており、活用されていない財産を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。 また、都市計画道路については、必要時の観点のみならず、これまでの都市計画道路の整備に際した期間、進捗率、支障物等及び今後の投資額等を勘案した道路事業の実現可能性の観点からも、見直しすることを検討されたい。	先行取得用地の内、未利用となっている土地の一部において、 <u>令和3年5月から公募貸付制度を利用し、1件については、貸付が決まり有効活用を図ることができたが、例え、土地自体は一部が空があるものの空の道の幅員が狭く、車が入れないことから、土地の活用が難しい等の理由により、契約に至っていない計画については、今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めるが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要はないと考える。</u>	検討中	先行取得用地で未利用となっている土地の有効活用を図るため、土地の形状や面積等から貸付が可能と考えられる場合は公募貸付制度を利用することとし、手続を進めているが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要はないと考える。 また、現在計画が残っている都市計画道路は、交通渋滞の緩和や安全・安心な道路空間の確保、また、防災機能の向上等の理由により整備が必要な路線であることから、計画を継続する必要があるため、見直しは実施しない。	17	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	110	意見	【未利用代替地】 長期にわたり供用されていない代替地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、厳し財政状況を踏まえ、早期に活用または売却すべきである。	市民に説明責任を果たすため、長期にわたり利用されておらず、売却等も困難な代替地を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。	未利用代替地において、 <u>令和3年5月から公募貸付制度を利用したが、契約には至らなかった。今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めるが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要はないと考える。</u>	検討中	未利用代替地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募貸付制度の手続を進めているが、保有している土地及びその価格が下落していることについては、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから公表の必要はないと考える。	18	令和3年2月22日
経済環境局	観光振興課	192	意見	【旧尼崎警察署】 旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値のある旧施設であることから、地域住民の要望を考慮しつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討されたい。	尼崎城及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧尼崎警察署が活用されるべきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も必要となり多額の支出が必要となることから、現在は閉鎖されたままの状況となっている。 尼崎城及び歴史博物館から近く、文化振興の拠点としてはふさわしい施設と考える。城内地区としての都市再生整備計画の更新時において、市民の要望を考慮しつつ活用(利用や売却)について改めて検討されたい。	観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域において、現在、観光地域づくりに取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。	検討中	観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域において、現在、観光地域づくりに取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。	41	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	95	意見	【女性・勤労婦人センター】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	女性・勤労婦人センターでは、自動販売機の設置について、指定管理者からの提案に基づき、公募を行うことなく、指定管理者に対して使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、次回の指定管理者の選定までには、自動販売機について市直営で管理した場合のメリット・デメリット等を分析した上で、市による公募について検討するなど、収入確保に向けて検討する必要がある。	指定管理者の自主事業として運営していたカフェ・テレビエの廃止に伴い、 <u>自動販売機は公募を行った。(令和4年度4月より設置)</u>	改善済	現在、指定管理者が自主事業として運営するカフェ・テレビエに隣接した場所に、指定管理者が自動販売機を設置しており、自動販売機の公募はカフェ・テレビエの営業妨害の可能性があると考え公募してなかった。しかしながら、令和2年度に監査委員からの指摘を受け、現在、喫茶コーナーのあり方を検討しており、それにあわせて、自動販売機の公募を検討していく。	15	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	124	意見	【駅前駐輪場】 施設の有効活用のため、自動販売機等を設置することを検討されたい。	公有財産の有効活用を図るため、稼働率が恒常的に低く、自動販売機等を設置したとしても、駐輪状況に支障をきたさないと考えられる駐輪場については、公募等により、自動販売機等の設置事業者の募集を検討することが望ましい。	指定管理者の企画提案による災害時自動販売機については、 <u>令和4年8月29日設置及び稼働開始している。各自転車駐輪場については、設置可能なスペースを指定管理者と調整し、自動販売機設置の一括公募について検討する。</u>	検討中	指定管理者の企画提案による災害時自動販売機については、設置の許可に向けて検討する。自転車駐輪場の空きスペースを活用して自動販売機を設置することについては、施設の特性上、利用者の滞在時間が短く、空きスペースがある箇所については、人の流れも少ないと考えられることから、自動販売機設置の有効性は限定的であると考えるが、今後の設置については市場性の調査などを行い検討する。	24	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	134	意見	【フィールド公園等】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	フィールド公園では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となること、指定管理者からの提案に基づき公募を行うこと、自動販売機を設置した他の事例と比較してみると、使用料は明らかに低い金額となっている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	都市公園の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地にて利用者対応や自動販売機設置業者に対して指導等ができる者が必要であると考えている。 一方で、市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、条例改正を行い、市が自動販売機の設置事業者を公募により選定することについては、これまで現地で実行していた利用者対応や維持管理の水準を確保できるか否かを念頭に検討を行う必要がある。	検討中	都市公園の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地にて利用者対応や自動販売機設置業者に対して指導等ができる者が必要であると考えている。 そのため条例の改正については市内全公園での利用実態や改正による効果を勘案する必要がある。	27	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	146	意見	【記念公園、有科公園、魚釣施設】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	記念公園等では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となること、指定管理者からの提案に基づき公募を行うこと、自動販売機を設置している経緯があり、指定管理者の自主事業実施のために使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、次回の指定管理を選定までに、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施するための対価とする目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和5年度の出資団体等監理の指針に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	検討中	記念公園等における自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和5年度の出資団体等監理の指針に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	33	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	174	意見	【地方卸売市場】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	地方卸売市場では、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の者に対して行政財産の目的外使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、店舗や事務所等、業務上、使用許可している敷地内に設置されている自動販売機を除き、自動販売機を設置することのみを目的に使用許可している箇所について、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	令和4年度から自動販売機設置の公募を実施しており、公募により決定した業者が自動販売機の設置を行っている。	改善済	令和4年度から自動販売機設置の公募に向けて、自動販売機設置事業者選定の事務を進めていく。	38	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	128	意見	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、古規物件の老朽化による雄替し時に対応するような消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	地権者との協議については、令和3年度に2回電話連絡のみ、接触を試みるが、現在まで協議の場をもつことができていない。引き続き、土地水面使用料の徴収等について鋭意協議を進める。	検討中	他の市民との公平性かつ適切な財産管理を図るため、早急に地権者と接触を行い、建替えによるセットバックや不法占拠部に係る土地水面使用料の徴収等について鋭意協議を進める。	26	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	148	意見	【武蔵川河川敷、稲川河川敷、蕨川河川敷、芦原公園、稲川公園、上食満公園、北難波公園、千原公園】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	条例等の規定に基づく監督処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前提条件であるため、引き続き徹底した行政指導を行い、不法占拠に対する解消及び防止を図っていく。 なお、不法占拠者が不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として撤去を行っている。	検討中	条例等の規定に基づく監督処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前提条件であるため、引き続き徹底した行政指導を行い、不法占拠に対する解消及び防止を図っていく。 なお、不法占拠者が不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として撤去を行っている。	34	令和3年2月22日
総合政策局	小田地域課	85	意見	【小田南生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの応募を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	12	令和3年2月22日
総合政策局	立花地域課	89	意見	【立花南生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの応募を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	13	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総合政策局	大庄地域課	100	意見	【大庄生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	16	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	121	意見	【駅前駐輪場】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度の公募において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを検討するが、当該自転車駐輪場については、老朽化した施設の建替えなどの問題があり、指定管理者制度の継続や民間事業者への移譲を含めた施設管理の在り方について十分な検討を実施する必要がある。 現行指定管理期間が令和6年度までとなっており、令和6年度に次期指定管理者の選定を行うため、それまでに、業務や制度の見直しを検討する。また、現行指定管理期間満了前の説明会に参加した団体に対し、令和4年度中にアンケート調査を実施し、指定管理制度の方法等を検討する。	検討中	指定管理者制度の公募において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを検討するが、当該自転車駐輪場については、老朽化した施設の建替えなどの問題があり、指定管理者制度の継続や民間事業者への移譲を含めた施設管理の在り方についても十分な検討が必要と考える。 なお、検討の結果、指定管理者制度を継続することとなった場合は、現行の指定管理者及び、令和2年度からの指定管理者選定に係る説明会に参加した団体にアンケート調査を実施し、魅力的な方法など各団体に意見の聞き取りを実施する。	21	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	143	意見	【記念公園】 記念公園の指定管理者の選定には、広く民間ノウハウを活用し、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を選定することが望ましい。	体育館施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を選定すべきところが、非公募により選定されている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・財務管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルによる運営委託方式により運営事業者を選定することが望ましい。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に合った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に合った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	30	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	144	意見	【記念公園、有料公園、魚つり施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組み（利用料金制）を採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	有料公園においては、指定管理者の募集にあたっては、市と指定管理者の費用負担が不明瞭であった修繕費の取扱いを明確化する仕様の見直しを行った。また、指定管理料についても、委託料がより適正な価格となるよう運用方法を見直した。その結果、関係団体の応募があり、湖川公園の運営ができる団体を指定した。 記念公園においては、現在、本市において、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準の見直し等も検討中であり、その検討と合わせて今後、業務や制度の見直しを図っていく。 魚つり施設においては、既に利用料金制を導入しており、安定した運営が継続されている。	検討中	記念公園は現在、非公募であり、今後の在り方については検討中である。 また、魚つり施設は既に料金制を導入しており、令和元年に選定したところであるが、業務範囲の見直しなどについて検討する。 なお、有料公園は今年度選定を行うため、応募状況等を分析していきたいと考える。	31	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	155	意見	【市営住宅】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう制度等を見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、制度等を見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者の公募数に関しては、なぜ応募者が少ないかの原因分析を行い、検討を行うこととしている。その分析方法の一つとして他都市の指定管理者の実績のある事業者を母体とし、各事業者が回答しにくい内容も想定されることから、調査対象を事業主ではなく他都市の自治体へ変更し、令和4年度に各自自治体に選定時の公募条件等の調査を行うこととする。	検討中	指定管理者の公募数に関しては、応募者が少なく、より多くの事業者が募れるよう、なぜ公募数が少ないのか原因を分析する必要があると考えており、分析方法の一つとして他都市にて指定管理者の実績のある事業者等を対象に、アンケートや聞き取り等の方法を通じて、原因を分析することを検討している。 また原因を分析した後に、令和7年度の選定に向け、公募条件やその方法、業務に係る仕様等、予算面も含めて公募の在り方を再検討する予定としている。	35	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	135	意見	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用ため、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を選定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により公園運営事業者を選定することが望ましいが、現在17球公認による協賛契約での締結となっている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルにより運営事業者を選定することが望ましい。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高等学校株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い当該業務の使用の範囲や内容について検証を行っている。 発注方法については、令和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを引き続き検討している。	検討中	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高等学校株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い今年度、順次仕入れ内容について検証を行っている。 また、発注方法については、令和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを検討している。	28	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	道路課	115	意見	【阪神尼崎駅前駐車場】 指定管理施設において、利用料金の導入を検討すべきである。	指定管理者制度導入施設において、利用料金を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金を採用することが検討されていない。 広く民間事業者の募集を図り、民間ノウハウを活用することによりさらなる市民サービスの向上を図るため、また、指定管理者にとっても魅力的な業務となるよう、改回の公募までに委託料金制度と利用料金のメリット・デメリットを分析した上で、いずれを採用すべきかの検討を行われた。	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入している。 今期は、基準額を上回った金額の2分の1を成功報酬金として事業者に支払い、下回った場合は不足額を事業者が自ら負担するものになっており、これは事業者の営業努力を促すものとなっていることから、利用料金のメリットも取り入れている。また、収受代行制は事業者の経営破綻のリスクを回避することで、市の財政収入の安定化を図るなどのメリットもある。 また、阪神市にも調査を行い、現在の新型コロナウイルス感染症による不安定な状況においては、現状のリスクを抑えるために利用料金を収受代行制へ移行する動きがみられることも確認している。 なお、次期指定管理期間（令和5年度～9年度）においては、利用料金の導入について、市にとってどちらが有益であるか引き続き検討する。	検討中	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入しており、基準額を上回った金額の2分の1を成功報酬金として事業者に支払っている。従って、事業者の営業努力を促すとともに市の財政収入の安定化を図っている。 また、利用料金の導入は事業者の自主的な経営努力を促すメリットがある反面、事業者の経営状況が料金設定に影響を及ぼすことがおそれられている。 なお、どちらの制度を導入するかに当たっては、令和4年度に実施予定の次期公募選定までに料金収受代行制と利用料金の課題等を抽出し、市にとってどちらが有益であるかの検討を行っていく。	20	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	123	意見	【駅前駐輪場】 指定管理者の適切な施設運営の動機付けのため、利用料金を採用することが望ましい。	指定管理者制度導入施設において、利用料金を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金を採用することが検討されていない。 他都市においては、駐輪場を利用料金制度によって運営している事例などもあり、適切な財産管理コストでの運用を図るため、また、指定管理者の動機付けのため、利用料金を採用することを検討された。	阪神尼崎駅コアマネジメントにおいては、令和5年度から阪神尼崎駅及び北自転車駐輪場を指定管理施設として利用料金を採用する。その他現行で指定管理を行っている施設については、指定管理者選定の説明会に参加した団体にアンケートを実施し、次期指定管理者の選定時には、アンケート結果を基に利用料金の導入について検討する。	検討中	平成27年度からの指定管理期間については、指定管理による施設の管理運営委託と放置対策の一体的委託を実施した結果、放置自転車が大幅に減少し、一定の効果が得られたことから、令和2年度からの指定管理においても、利用料金ではなく、定額の指定管理料の支払を継続することとした。 なお、令和7年度に実施予定の指定管理者選定時には、アンケート等を実施し、利用料金の導入についても検討する。	22	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	157	意見	【市営住宅】 指定管理料の上限額の算定方法を見直すことが望ましい。	指定管理料の上限額が、所管課による設計・積算によるものではなく、過去3年間の指定管理料の平均額にて設定されている。過去3年間の指定管理料の支払い実績額を指定管理料の上限とすることは、サービスの確保や新規事業者の参入を促す可能性がある。 指定管理料の上限額の算定方法を、所管課による設計・積算により見積もられた回数に基づく方法に見直すことが望ましい。	昨年度に居勢市営住宅等基金を設立したことにより、宝塚収入の範囲内であれば住宅事業の整備や管理等の経費について柔軟な予算編成を行うことが可能となった。その影響もあり、令和4年度の指定管理料の経費についても入居者の高齢化による指定管理料の対応増加の問題等に対応出来るよう指定管理料の人員等の増強を行う等の対応を行った。今後所管課が設計・積算により算定した金額により、調整する。	改善済	予算調整の結果、現在の指定管理料となっているが、設計・積算により算定した金額で継続して調整を図るとともに、今後については事業者アンケート調査の結果等を参考に、次期公募時には新規事業者も含め、より多くの事業者からの申込が出るよう、関係各課と協議していく。	36	令和3年2月22日
都市整備局	道路維持担当	114	意見	【阪神尼崎駅前駐車場】 阪神尼崎駅前駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	阪神尼崎駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	今年度の予算において構造部品の簡易な調査並びに補修費用算出を行う。また、修繕計画等より調査、構造部材にける検査資料を取りまとめ計画策定を行っていく。	検討中	当該駐車場は、平成7年8月の供用開始から約26年が経過しており、老朽化が進んでいることから、今年度中に、長期修繕計画作成業務の予算編成を行う予定である。	19	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	123	意見	【駅前駐輪場】 自転車等駐輪場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	自転車等駐輪場（一部）は、利用台数が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	阪急塚口駅南自転車駐輪場については、新入居者さんアンケート事前調査に併せて駐輪場など、周辺民間駐輪場等を活用し現行指定管理期間満了後の令和4年度から建替え等に取組めるよう検討する。建替等については、民間力を活用するなど管理運営方法についても併せて検討する。まずは阪急塚口駅南自転車駐輪場の建替等に取組み、武庫之荘駅第1自転車駐輪場についても検討する。	検討中	市立自転車駐輪場については、古いものでは40年以上経過している施設もあり、建替等の課題がある。市としては公共施設マネジメントで公共施設の「圧縮と再編」に取り組んでおり、当該施設は公共施設マネジメントの見直し対象施設には該当していないが、当該取組みに準じて、自転車駐輪場施設の今後について検討する必要があると考える。 まずは、阪急塚口駅南自転車駐輪場及び武庫之荘駅第1自転車駐輪場について、指定管理期間満了後、建替等を含む民間事業者への移譲などの方法を検討して行くこととする。	23	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	127	意見	【水路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を検討するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。 なお、市場の在り方次第で大きく計画も変動することが想定されるため、市場の在り方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することが望ましい。	水路については関係部署の意見をとりまとめ各水路の存在を含む方針について議論する市内調整会議を令和4年度に設置した。 今後は、各水路毎のカルテを作成し、存在を含む方針を定め、残存する水路については計画的な改修・更新を行っていくための更新計画を含めて水路再編計画を策定する予定としている。	検討中	水路については、令和5年度の水路網再編計画の策定に向けた取組を進めており、その一環として、水路の現状調査を行った結果、全指定水路約209kmの中で、52箇所が危険箇所が判明したため、危険度に応じた優先順位付けを行い、既に4箇所の改修を行った。 今後は、関係機関との協議を進めながら、今回の調査結果を基に、中長期にわたる更新計画等も含めた水路網再編計画を策定し、計画的な改修・更新等を行っていく予定としている。	25	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場 市場特命担当	173	意見	【地方卸売市場】 地方卸売市場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	地方卸売市場は、取扱量が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化および費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出が必要となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。 なお、市場の在り方次第で大きく計画も変動することが想定されるため、市場の在り方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することが望ましい。	中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後の市場のあり方について、基本方針を策定（令和元年度）するなど検討を進めている状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することとする。	検討中	中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後の市場のあり方について、基本方針を策定（令和元年度）するなど検討を進めている状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することとする。	37	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下欄目は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
危機管理安全 局 総務局	危機管理安全 局 企画管理課 行政管理課	49	意見	BCP（事業継続プラン）の制定が望まれる。	市としてBCP（BusinessContinuing Plan）の制定が必要と考えるが、現状、非常時において継続する業務と停止できる業務の整理に止まっており、通常業務をどのように継続するかまでを定めたBCPの策定がされていないことから、災害緊急時に対する備えとして、民間でも利用されているBCPを策定し、必要に応じて改訂し、並行して各職員へのBCPの内容の周知を図る必要があると考えるため、BCPの策定（文書化）を図ると共に、職員への必要な教育、連絡を実施することによって情報共有をしっかりと図り、方が一際の際に備えることが望ましい。 ここでいうBCPは、市全庁ベースでの基本方針と共に、各所管理ベースで所管ごとの緊急時対応計画の策定を指しており、特に後者については、各所管理の各事務のうち、緊急時に継続しなければならない業務や停止することが出来る業務を整理の上で、継続しなければならない業務について、どのように通常業務の継続を図るのかを示す必要がある。	本市においては、BCPに記載することとされている6要率や平常業務の縮小及び停止について、「尾崎市地域防災計画」に方針を記載しており、それに基づき、各部のマニュアルや平常業務の整理を行っているところである。 しかしながら、平常業務については、業務整理を行う上での明確な基準はないことから、どの業務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文書化するとともに、各課においても毎年度その基準に則した業務の整理を行うことで、意識の共有を図っていく。	検討中	本市においては、BCPに記載することとされている6要率や平常業務の縮小及び停止について、「尾崎市地域防災計画」に方針を記載しており、それに基づき、各部のマニュアルや平常業務の整理を行っているところである。 しかしながら、平常業務については、業務整理を行う上での明確な基準はないことから、どの業務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文書化するとともに、各課においても毎年度その基準に則した業務の整理を行うことで、意識の共有を図っていく。	4	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指図先	ページ	区分	指図内容	指図の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	こども福祉課	144	意見	【病児病後児保育事業費】 目標値の設定の有無について明確化することが望ましい。	平成30年度の利用者数実績が目標値を大幅に下回っているため、まずはその要因について分析を行い、その要因を参考にしつつ当該事業にとってふさわしい新しい目標値を設定することが望まれる。 また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	平成30年度の利用者数実績が目標値を大幅に下回っている要因としては、例年に比べインフルエンザ等の流行性感冒の流行期間が短かったため、利用人数が減少したと考えている。 目標値の指標については、当初、利用人数としていたが、利用者が多いことが制度の目標ではなく、利用者のニーズに即応できる制度が目標であることから、病児病後児保育事業登録人数を新しい目標値とした。	改善済	平成30年度の利用者数実績が目標値を大幅に下回っている要因としては、例年に比べインフルエンザ等の流行性感冒の流行期間が短かったため、利用人数が減少したと考えている。 他の目標値への変更については、事業の目的を踏まえ、病児病後児保育の事前登録者数を増やすとともに、感染症等の流行などにより利用者数が増減する中で、子どもの体調不良による利用希望者のうち、利用できなかった人数を把握し、これらの人に対してのサポートの方法と合わせて適切な指標を検討する。	16	令和2年2月21日
子ども青少年局	こども福祉課	171	意見	【交通違反激励事業費】 激励金等の適正支給を測る指標としては、「認定件数(申請者数)より「認定件数(交通違反数)」など他の指標とするかどうかの検討されることが望ましい。	事業成果である交通事故によって打撃を受けた遺児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目標指標（「認定件数(申請者数)」から「認定件数(交通違反数)」に変更することが望ましい。なお、交通違反数の正確な把握が困難な場合には、市内で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考えられる。 また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて改善していることなどから、継続して当該激励金について検証を行っているが、この制度は被害者支援への救済措置であり、同時に制度変更を行うことは困難である。各務局交通安全計画の進捗管理（進捗シート）において、尼崎市交通安全計画を重点視察の観点から見直しを行うことなど、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも検討する。	検討中	包括外部監査において指図の、現在の目標指標（「認定件数(申請者数)」）から「認定件数(交通違反数)」に変更することについては、交通違反の定義が交通事故によって保護者等を受けた者等が対象であり、交通事故の被害者数とも異なる数値であることから、現状把握は困難な数値である。このため、目標指標は活動指標として「認定件数(申請者数)」と設定している。 また、交通違反激励金は交通違反の福祉の増進に寄与しているが、交通違反激励金制度創設当時と比べ、交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて拡充していることなどから、継続して当該激励金について検証を行い、今後の在り方について検討していく。	37	令和2年2月21日
子ども青少年局	児童課	135	意見	【児童ホーム運営事業費】 「児童ホーム」および「こどもクラブ」の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかにし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の要素もたらすメリット・デメリットを明らかにし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	児童ホームの運営に関し、委託について検討する中で他市視察を行ったが、本市においては、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携し一体的な運営を行っているところであり、委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから現行の維持が困難であると考えられる。 また、令和3年度から児童課員について、労働者派遣を活用し人員の確保を行っているが、その時間確保と現行の時間確保とを比較したところ、経費面でのメリットが生じていないことから、委託等を行っても運営コストの削減にはつながらないと考えられるが、指導員の欠員解消に寄与しない状況が踏まえるとともに、児童ホームの課長統括の取組と併せて一体的な運営の検討の中で様々な運営方法について検討していく。	検討中	児童ホームの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、こどもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の層強化を図りながら、安定した放課後のこどもの環境を確保することとしている。	14	令和2年2月21日
子ども青少年局	児童課	138	意見	【児童育成環境整備事業費】 「児童ホーム」および「こどもクラブ」の運営方式について、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の要素もたらすメリット・デメリットを明らかにし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	こどもクラブの運営に関し、委託について検討する中で他市視察を行ったが、本市においては、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携し一体的な運営を行っているところであり、委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、令和3年度から児童課員について、労働者派遣を活用し人員の確保を行っているが、その時間確保と現行の時間確保とを比較したところ、経費面でのメリットが生じていないことから、委託等を行っても運営コストの削減にはつながらないと考えられるが、指導員の欠員解消に寄与しない状況が踏まえるとともに、児童ホームの課長統括の取組と併せて一体的な運営の検討の中で様々な運営方法について検討していく。	検討中	こどもクラブの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、こどもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の層強化を図りながら、安定した放課後のこどもの環境を確保することとしている。	15	令和2年2月21日
子ども青少年局	こども福祉課	208	意見	【母子父子福祉資金貸付金】 償還に係る手続きについては弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられる。	業務実施の効率性の観点、及び確実な償還による健全な財政確保の観点からは、償還に係る手続きについては弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられるので、検討された。	現在、債権管理の適正化を所管する所属において、本債権も含め全庁的に債権回収業務を弁護士法人へ委託することについて検討している。	検討中	現在、債権管理の適正化を所管する所属において、本債権も含め全庁的に債権回収業務を弁護士法人へ委託することについて検討している。	56	令和2年2月21日
教育委員会事務局	就学前教育課	107	意見	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および3年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていないため、利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかにしたうえで、今後の対応について決定された。	令和3年度に実施した「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」の報告書の趣旨も踏まえ、就学前教育施設に共通する教育内容や授業や官民協力の連携方法、または、保護者ニーズの高い幼稚園給食の実現や保育年齢の見直しを検討を含む今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示すため、「(仮称)尼崎市立幼稚園教育ビジョン」の策定を進める。	検討中	市の重点課題事項として、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、教育内容の充実策のほか、効果・効率的な運営体制等、尼崎市立幼稚園のあり方について検討するため、「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置した。 なお、市立幼稚園における給食については、子どものアレルギー対策などの課題を要するもの、利用者のニーズも一定あるため、市立幼稚園が担っていくべき役割の整理の中で実施の必要性について検討していく。	9	令和2年2月21日
子ども青少年局	保育管理課	126	意見	【経験ある保育士配置促進事業補助金】 補助金の使途を保育士給与の増額のためとすることを検討することが望ましい。	補助金交付の目的からすれば、補助金の使途を10年以上勤続の職員の給与とすることを定めることを検討することが望まれる。	当補助金の有効性について効果測定を行った結果、当補助金は民間研修を実施するにあたっての保護者の安心確保に一役買うものと考えられることなどから、現時点で事業の廃止等を行う特段の理由はないものの、現在、当補助金は使途が定めていないことから、包括外部監査者の意見等を踏まえ、補助金の要綱改正を行い、補助金の使途を人件費に限定するよう変更を行った。	改善済	これまでに実施した保護者アンケートの結果等から、保育所の民間移管にあたっては、移管後の保育士の経験や年齢等に対して不安を感じる保護者も少なくないことから、保護者の不安解消等のためには、経験豊富な保育士の確保は重要なポイントとなることには変わりはないが、今後、交付対象となった法人間へのアンケートを実施するなど必要な情報を収集し、当該補助金の有効性について効果測定を行っている。	12	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	子ども福祉課	170	意見	【交通違反救済事業費】 交通違反救済事業制度に際し効果を持たせることで、申請が遅れた場合においても事故時に適切な助金を受けられるようにすることが望ましい。	事故発生直後においては肉体的、精神的負担が大きく、当制度の申請を行う余裕がないことが考えられる。また、当制度に遅延効果を持たせるとしても事故発生時点は申請書類等で明確なため、不正受給の可能性が高まるとは考えにくい。このため、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その後の生活や子育てと福祉の増進に寄与するとして当制度の趣旨に鑑み、事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については救済金を支給することが望ましい。	当該事業は、予算上の制約もあることから、予め、支給する対象や範囲等を制度上決めおく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶養手当に準じて、市の条例及び同条例施行規則の規定に基づき申請日を基準として、申請日の属する月から支給している。 交通事件件数が減少傾向にあることと児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて改善していることなどから、継続して当該事業について検討を行っているが、当初の趣旨が生活保護のみならず、被害者支援への経済的な措置としての意味もあることなど、現時点で制度変更を行うことは困難である。 今後、包括的交通安全対策会議で様々な意見を聞き、社会情勢を見極めながら、前年度の見直しも含め検討していく。	検討中	当該事業は、予算上の制約もあることから、予め、支給する対象や範囲等を制度上決めおく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶養手当に準じて、市の条例及び同条例施行規則の規定に基づき申請日を基準として、申請日の属する月から支給している。 しかしながら、ひとり親等が監護する児童の育成と福祉向上は重要な課題であることから、制度の趣旨に鑑み、児童扶養手当申請時に合わせて制度の周知を行うとともに、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも含め検討していく。	36	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	181	意見	【あまがきキッズサポート支援事業費】 各施設の利用者属性に応じてサービスの提供を行うことが望ましい。	より多くの子育て世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のアンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービスが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。	令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、今年度中にアンケート調査を実施したいと考えている。	検討中	新型コロナウイルス感染症予防のため、一時的な閉館やイベントの中止等があり、現在の状況でアンケート調査を実施しても、施設ごとの利用者属性を正確に把握することが困難であるため、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を考慮し、調査の実施時期を決定したいと考えている。	41	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	188	意見	【母子家庭等地域生活支援事業費】 利用者の利便性を考慮し、罹数名の弁護士への依頼や土日・夜間の開催の検討が望まれる。	本件事業が個人的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も活用することが検討が望まれる。また、母子家庭という事情を考慮して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討されたい。	担当弁護士は、母子家庭相談の経験値が豊富であり、電話での相談も上限なく迅速に対応しているが、担当弁護士の長期化・高齢化の課題があるため、公募も含め適切な弁護士の選定を行っている。 また、相談会については、相談者が小さい子供がおられる方が多く、夜間や土日はかえって取組まれることから、夜間や土日の開催は馴染まないと考えており、相談の結果報告については、今後も相談者の予定にあわせて時間帯に実施するようにしていく。	検討中	弁護士など外部の専門家への委託に向けた検討は、外部の専門家へ委託した場合、現在委託している同様の業務を委託するためには費用がいくらかかるか確認するなど、弁護士が購入にならないよう総合的に検討していたため、時間を要する予定である。 また、相談会については、相談者が小さい子供がおられる方が多く、夜間や土日はかえって取組まれることから、夜間や土日の開催は馴染まないと考えており、相談の結果報告については、今後も相談者の予定にあわせて時間帯に実施するようにしていく。	47	令和2年2月21日
保健担当	健康増進課	200	意見	【特定不妊治療費助成事業費】 所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。	治療費助成について、市民の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。	国により、保険診療における制度改正があり、令和4年4月より不妊治療が保険適用されることとなり、当該制度が利用できるものが増えてきたため、マイナンバーの利用を推進することは行わない。	改善不可能	令和2年度厚生労働省第3次補正予算の成立に伴い、令和3年1月より、特定不妊治療費助成制度の支援内容が拡充され、所得制限が撤廃されたため、所得審査は不要となったものの、マイナンバーを用いた情報連携により利便性の向上を図れるか等、検討を行っている。	52	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	223	意見	【青少年健全育成啓発事業費】 少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせて、補導形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。	従来型の補導活動は見守り型であり、青少年の気がかりな行動に対し、声掛けを行う等が活動の中心をなしている。令和3年度も未だ約750件の声掛け実績があることから、活動には継続の必要性があると考える。 近年のインターネットを介した非行形態の多様化に合わせて補導のあり方の見直しとしてサイバーパトロールの委託化についての提案がなされたため、これまでサイバーパトロールを導入している兵庫風土の自治体の視察を行う等により調査、検討を行ってきた。 「 <u>指定した自治体のサイバーパトロール実施状況は、個人情報取扱期間がある中、発信者本人がインターネット上に公開している情報の閲覧に留まらざるを得ず、SNSを青少年が使用し始めた当時は一定の指導件数があったものの近年は、学校における情報モラル教育の効果もあり、件数も減少傾向にある。</u> 」 「 <u>従って、現時点においては、本市におけるインターネットを介した青少年の非行性犯罪予防については、サイバーパトロールに代らず、現在、実施している学校における情報モラル教育やインターネットの危険性に関する啓発活動を継続することにより取り組むこととし、併せて、警察を始め関係機関との連携を図りながら対応することとする。</u> 」	見解の相違	従来型の補導活動も、近年年間500人前後の青少年の補導件数があり、令和2年度については、コロナ禍で学校の臨時休業等により、補導件数は1,000件余りに増加している。従って、従来型の補導活動も継続する必要があるとともに、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	61	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	226	意見	【少年補導活動事業費】 少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせて、補導形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。	従来型の補導活動は見守り型であり、青少年の気がかりな行動に対し、声掛けを行う等が活動の中心をなしている。令和3年度も未だ約750件の声掛け実績があることから、活動には継続の必要性があると考える。 近年のインターネットを介した非行形態の多様化に合わせて補導のあり方の見直しとしてサイバーパトロールの委託化についての提案がなされたため、これまでサイバーパトロールを導入している兵庫風土の自治体の視察を行う等により調査、検討を行ってきた。 「 <u>指定した自治体のサイバーパトロール実施状況は、個人情報取扱期間がある中、発信者本人がインターネット上に公開している情報の閲覧に留まらざるを得ず、SNSを青少年が使用し始めた当時は一定の指導件数があったものの近年は、学校における情報モラル教育の効果もあり、件数も減少傾向にある。</u> 」 「 <u>従って、現時点においては、本市におけるインターネットを介した青少年の非行性犯罪予防については、サイバーパトロールに代らず、現在、実施している学校における情報モラル教育やインターネットの危険性に関する啓発活動を継続することにより取り組むこととし、併せて、警察を始め関係機関との連携を図りながら対応することとする。</u> 」	見解の相違	従来型の補導活動も、近年年間500人前後の青少年の補導件数があり、令和2年度については、コロナ禍で学校の臨時休業等により、補導件数は1,000件余りに増加している。従って、従来型の補導活動も継続する必要があるとともに、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	63	令和2年2月21日
子ども青少年局 教育委員会事務局	保育運営課 施設課 就学前教育課	93	意見	中長期にわたる、公立保育所の大規模改修・更新計画を策定することが望ましい。	限られた財源の中、児童の安全確保と費用平準化の観点から、園ごとに改修・更新はどのように予定するか、いくら必要となるか等を明確にした計画を策定することが望ましい。	老朽化により、施設更新の必要な保育所については、大規模改修・更新計画はないものの本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工事を進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、用地確保ができ次第、順次、施設更新を行っていく。 また、公立幼稚園のあり方検討会との整合性を併せて図っていくこととする。	検討中	老朽化した一部の保育所については、本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工事を進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、建替工事を進めているところであり、民間移管が対象保育所については、次期民間移管計画策定時に、公立として残る保育所については、建替用地の確保ができ次第、計画的に施設更新を行っていく。 また市立幼稚園においては、令和3年3月に市立幼稚園の在り方について定める「学校施設マネジメント計画」を策定した。	2	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	子ども福祉課	182	意見	【あまがさきキッズサポートズ支援事業費】 つどいの広場運営の委託先選定について、複数の候補者が出た場合には公募等により決定することが望ましい。	契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様の見直しを検討することが望ましい。	現在の委託先は公募に基づき選定しており、子育て中の親子の利用実績は良好である。誠実に業務は履行しており、引き続き委託することで効果的な事業運営が期待できることから、随意契約により契約を継続している状況である。 一方で同一委託先との長期にわたる随意契約は透明性確保の観点から課題として認識している。また、令和6年度に第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了することから、少子化が進む状況に即した利用者にとって、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究するなかで、新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	検討中	現時点では、委託先選定について、初回は公募により決定しているが、以降は、誠実に業務を履行しており、子育て中の親子の利用実績も良好であり、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、随意契約により、初回に選定された事業者と継続して契約を行っている状況である。 契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法に公募を採用することが望ましい反面、短期間で委託先を変更することで、定着した利用者が混乱するのではないかという懸念があることから、将来的に、今後新たな委託先の選定をする必要が出てきた場合は、契約の仕方について研究していく。	42	令和2年2月21日

平成30年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

<平成30年度>監査テーマ：公営企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の事務管理について

局名	指図書先	ページ	区分	指図書内容	指図書の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	進捗	監査結果 報告日
総務局（公営企業局）	契約課	100	意見	業務委託の再委託先からも誓約書を入手するよう検討されたい。	契約の公正性を確保するため、業務委託の再委託先からも、暴力団等に該当しない旨等を確認した誓約書を入手することを検討されたい。 暴力団等排除の観点から、「尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」および「尼崎市水道局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」（現「尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」）に、業務委託の再委託先からも誓約書を入手することが必要である旨を規定することを検討されたい。	令和5年1月から試行実施し、事業を再委託している生活安全課と運用上の課題について検証を行ったうえで、令和5年中半期から本格運用を行う。	検討中	業務委託の再委託先から暴力団等に該当しない旨等に記載した誓約書を入手するには、要綱改正が必要となるため、令和3年度に事務管理に対して、業務委託のうらら、再委託を行っている事業の有無等の調査を行うにあり一定の期間を要するため、令和4年度から運用を行う。	7	平成31年2月21日
公営企業局	お客さまサービス課	112	意見	水道料金および下水道使用料の未回収期間が長期になれば、回収不能となる可能性が高くなるため、早期に回収する必要がある。 しかし、過去3年間に未回収期間が1年を超えた債権が、下水道事業では平均で債権残高の10%にも及んでいる。 水道料金等の滞納が長期化すれば、回収できない可能性が高くなる。債権の貸倒れを防ぐためには、今以上に早期の回収を心がけるよう、料金徴収事業者を厳格に監督する必要がある。 また、長期にわたって滞った債権および回収が困難な債権については、弁護士法人等の専門家を活用する等により、回収の確実性および業務の効率化を図らねばならない。	水道料金および下水道使用料の未回収期間が長期になれば、回収不能となる可能性が高くなるため、早期に回収する必要がある。 しかし、過去3年間に未回収期間が1年を超えた債権が、下水道事業では平均で債権残高の10%にも及んでいる。 水道料金等の滞納が長期化すれば、回収できない可能性が高くなる。債権の貸倒れを防ぐためには、今以上に早期の回収を心がけるよう、料金徴収事業者を厳格に監督する必要がある。 また、長期にわたって滞った債権および回収が困難な債権については、弁護士法人等の専門家を活用する等により、回収の確実性および業務の効率化を図らねばならない。	長期滞納債権等について弁護士法人等の専門家を利用するための予算については、令和4年度で計上しており、委託先の審査については、価格面だけでなく「本業課」に対する支払方針、有効性や表明性のある債権の管理・回収の取組及び債権回収に関する本市への助言等の価格以外の要素も必要であることほか、公募型のプロポーザル方式により委託業者を決定し、令和4年11月1日に業務委託を契約している。	改善済	現在、他都市調査を実施し、委託する案件（閉栓未収、未収金が高額なもの、未収が長期に及ぶもの、給水停止の執行が困難なもの等）及び契約方法等を検討しているところであり、未収金回収の確実性及び業務の効率化を図るため、弁護士法人による水道料金等未収金回収業務委託を実施し、徴収率の向上に努める。	18	平成31年2月21日
公営企業局	計画担当	133	意見	下水道施設の位置づけを明確化した上で、低利用地の活用方針を明らかにするよう検討されたい。	現状の利用状況を鑑みれば、十分に有効活用ができていない下水道用地が存在している。 次期「下水道ビジョン」において、施設のあり方を検討された結果として当該施設の位置づけを明確にすることが肝要である。その上で、今後当該土地をどのように活用するかを決定を行うことを検討されたい。	指図にあるような下水道用地については、今後、ポンプ場や処理場の下水道施設の建替え用地や工事ヤードとして確保しておく必要がある。令和4年度末に策定した「あまがき下水道ビジョン2031」の中で、各施設の更新時期や建替えに向けた全体スケジュールが整理できたことから、収入確保や地域開放のため、有効利用できる下水道用地については民間事業者への貸し付け等を行う。	改善済	指図にあるような下水道用地については、今後、ポンプ場や処理場の下水道施設の更新時に、建替え先となる建設地や工事ヤードとして確保しておく必要があるが、次期「下水道ビジョン」を策定するなかで、各施設の更新時期や建替えに向けた全体スケジュールが整理でき、有効活用できる期間の目安が明確になったことから、令和4年度からの次期ビジョン期間の取組みとして当該下水道用地の有効利用を検討していく。	30	平成31年2月21日
公営企業局	計画担当	149	意見	下水道の広域化対応の検討に関して次期「下水道ビジョン」に記載するよう検討されたい。	市の下水道（雨水処理と汚水処理）処理への対応に関して、今までは各自自治体での対応が前提であったが、人口減少により水道と同じく下水道においても、「誰が」「どのような形で」事業主体となるべきなのかについて、国（下水道事業においては国土交通省）を中心として広域化の議論が検討され始めている。 市での下水道事業についてすぐに事業主体の変更が起こる可能性は低いと考えられるが、将来市を超えた広域での事業体を共同で設立して対応することが地域住民にとっても経済性・効率的な観点から必要となる。広域化の方策として、水道と地域圏を同じくするが、水道とは別途での対応を図るのか、方策はいくつか考えられるところであるが、今後の広域化議論については、市民にとっていづれが有効なのかの観点から検討を進めることを期待する。 次期の「下水道ビジョン」においても、次期対象期間中の事業にはならないとしても、長期的な事業として広域化についての課題認識とその対応方針についての記載がされるよう検討されたい。	下水道処理（雨水処理と汚水処理）については、区域の50%程度（武庫川処理区）を既に県の流域関連公共下水道として広域化しており、汚水処理についても処理区域を拡大する兵庫東下水汚泥広域処理場に送給し、事業の効率化に向けた広域化の取組が進んでいる。 残る単独公共下水道分の広域化については、「あまがき下水道ビジョン2031」期間中は効率的な運営管理ができることから実施しない。なお、本ビジョンの中でポンプ場や処理場の建替えを整理しており、施設管理の効率化について、総取組可能なものは実施していくこととしている。	改善済	下水道処理（雨水処理と汚水処理）については、区域の50%程度を既に県の武庫川下流域公共下水道（開進市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）で広域化しており、汚泥処理についても処理区域全域を兵庫東下水汚泥広域処理場（開進市・神戸市・三田市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）において広域化済みであり、事業の効率化に向けた広域化の取組が進んでいる。 残る単独公共下水道分の広域化については、次期ビジョン期間からの取組みとして、ストックマネジメント手法により今後100年間をかけてポンプ場や処理場の建替えを順次、実施するなかで、施設管理の効率化や災害時の相互融通などの観点も踏まえ、検討していく。	39	平成31年2月21日
公営企業局	計画担当	151	意見	次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」において、今後の投資計画及びその効果を十分市民に説明できるように検討されたい。	主として、高度成長期に整備された水道事業、工業用水道事業および下水道事業の施設、設備、管および管きよ等の更新時期が一致して到来することが予測されている。一度に多額の支出が発生することは、市の財政状況に重要な影響を与えるため、施設等の長寿命化や適正配置等により、更新投資の平準化を図る必要がある。 これまで、長寿命化計画や施設整備計画を策定し、計画的に設備等の改修や更新を進めてきたところであるが、施設の適正配置や長寿命化が今後の更新・修繕費等の平準化に向けてはほぼどの効果をもたらすものかが明らかとなっていない。 次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」においては、計画に沿った施策の実施および更新・修繕等の平準化に向けた場合どのような経済的（定量的）な効果をもたらすのか試算および考慮した計画となるように策定された。 次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」においては、施設等の長寿命化および更新投資の平準化により将来的にほぼどの効果をもたらすのかを試算し、かつ、その目標達成のためにどのような施設等の更新が必要であるのかを、市民に説明できるように検討されたい。	水道事業と工業用水道事業については、令和3年度末に策定した「あまがき下水道ビジョン2029」において、40年先を見据えた施設の再構築・整備に向けて、計画的な施設・管路の更新やダウンサイズによる投資の軽減化（40年間の累計で約400億円）と、設備の延命化による維持管理費用の軽減化を図ることとする方向性を定めた。公表した。 下水道事業では、令和3年度末に策定した「あまがき下水道ビジョン2031」において、これまで策定してきた改修更新や浸水対策、地盤対策、高度処理化等の機能向上を含めた取組みに加え、ポンプ場や処理場の建替えを踏まえた100年先を見据えた高質計画を示し、ストックマネジメント手法を活用した更新投資の平準化状況と従来手法とを比較した投資削減効果（40年間の累計で約3300億円）を明記し、経済的で持続可能な下水道の方向性を示し、公表した。	改善済	令和元年度に策定した「あまがき下水道ビジョン2029」において、水道事業と工業用水道事業については、ともに40年先を見据えた施設の再構築・整備に向けて、計画的な施設・管路の更新やダウンサイズによる投資の軽減化、また、設備の延命化による維持管理費用の軽減化を図ることとする方向性を定めた。 下水道事業については、令和3年度末に策定した次期「下水道ビジョン」（令和4年度から令和13年度まで）の中で、これまで実施してきた改修更新や浸水対策、地盤対策、高度処理化等の機能向上を含めた取組みに加え、新たな課題であるポンプ場や処理場の再構築を踏まえた100年先を見据えた高質計画を策定し、ストックマネジメント手法による100年間の更新投資の平準化状況と従来手法とを比較した投資削減効果を示す予定であり、次期「下水道ビジョン」の策定に向けて事務を進めている。	40	平成31年2月21日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課 公園計画・21 区紀の森担当	183	意見	公園の包括的管理契約	当該委託契約は、フィールド公園に対する施設の管理業務と、当該施設を拠点として行う事業（緑化啓発事業、公園保護育成事業）を含む包括委託契約である。 公の施設の管理については、指定管理者制度の導入もしくはは直営のいずれかによる必要があるが、当該施設については包括管理委託業務の一種随意契約が継続している。市として、指定管理者制度の範囲を広げる方針の中、定期的に指定管理者が公募されるべき公の施設について、現在の状況が継続すると、議会の承認を経ずに契約された団体へ管理委託されることにより、業務のコストの嵩止まりや品質保持に関するリスクが生じるおそれがある。 そこで、これらの弊害を無くするために、フィールド公園についても公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入を検討し、民間も含め公募により選定された指定管理候補者を議会の議決により決定することが望まれる。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い当該業務の使用の範囲や内容について検証を行っている。 ※方法については、令和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを引き続き検討する。	改善済	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業の緑化部門を引き受けており、これに伴い今年度、順次仕様内容について検証を行っている。また、発注方法については、令和2年度より土木部全体で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度導入などを検討している。	44	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課	181	意見	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。 委託先の選定に当たり競争性を確保させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の取扱いの徹底が望まれる。 しかし、当該委託業務においては、公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続しており、複数見積書の取扱いの一部の業務についてのみとなっているため、競争原理が働いていないため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。また、一部の業務については3者の見積りを行っているものの、一番低い相手先の金額ではなく、3者の平均を予定価格として、契約金額を決定している。 『各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花壇管理やイベントの開催など、より多くの市民が花壇や緑に関心や知識を深められるよう緑化普及啓発事業を行うことが本業務に含まれており、そのための性質が競争入札に適さない。』 『委託業務の性質上は目的が競争入札に適さないもの』（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当し、一者随意契約を継続している。 しかし、『随意契約ガイドライン』の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を告知しており指定期が短い』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか』の記載があることから、当該委託業務のうち、少なくともフィールド公園等における通常の維持管理（除草、清掃、剪定等）については、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が嵩止まりとなるおそれがある。したがって、少なくとも施設の維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指図にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。	検討中	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指図にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。	52	平成30年2月23日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	301	意見	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。 委託先の選定に当たり競争性を確保させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の取扱いの徹底が望まれる。 しかし、当該業務契約においては、外部団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との一者随意契約が継続しており、複数見積書の取扱いがされていないため、競争原理が働いていない状態である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。 一者随意契約が継続している理由は所管課によると、一者随意契約を行っている理由は以下のとおりである。 『本市の出身団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、これまで本市と一体となって、本市のスポーツの推進に取り組みでき、本市のスポーツ推進に大きく寄与している。トレーニング指導業務は、ベテラン総合指導員内のトレーニング室において、トレーニング指導員に指導を行うことにより、市民より効果的にトレーニングができるようしようとしているものであり、本市のスポーツ推進事業の一環として、尼崎市スポーツ振興事業団が事業をおこなうことにより、より効果的に事業を実施できるものと考え、また、トレーニング指導業務は、ここ数年その実績は増加傾向にあり、良好な実績を残している。以上のことから、平成28年度も引き続き尼崎市スポーツ振興事業団にトレーニング指導業務を委託することにより、当該事業を含めた本市スポーツ推進事業を効果的に運営しようとするものである。』とのことである。 本業務委託は、国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体の間の協約（包括的委託契約）の適用範囲内（『監査報告書』が該当と認める契約）の取扱いを通知している「総務局共通通知（平成21年2月16日尼崎第670号）」別紙の目4）に該当するため、一者随意契約を継続している。 しかし、『随意契約ガイドライン』の1号に記載されている『業務内容を告知しており使用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか』の記載があること なお、当該委託業務については、他市の自治体において同様の業務がプロポーザル方式により公募されていることから、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。 現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が嵩止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定については、競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体の目的に合った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体の目的に合った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	55	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	189	意見	特定の業務の履行を目的として設立された外郭団体への委託に関する対応方針の検討・明文化	当該委託業務においては、市の外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続している。所管課は、市民との協働により、市内を花でいっぱいにし、イメージアップを図るとともに、市民の政治意識を高めようという。当該委託事業の性質又は目的が競争入札に適しておらず、また、公益財団法人尼崎市公園緑化協会の設置目的が当該委託事業と一致していることを一者随意契約とする理由としている。しかし、一者随意契約を継続することは業者選定の透明性の確保の観点からは好ましくなく、また、競争原理が働かない結果、委託契約の適切性の検証が行えないという問題が生じるおそれがある。そのため、市出資団体の設置目的と一致する事業について、「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」という号随意契約に該当するか否かの判断が示されていないように、全市の方針を検討し、明文化される。市は、例えば、「出資団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された市の出資団体への委託であるという点を振り所として、事前に『その性質又は目的が競争入札に適さない』契約であると判断するべきではない。当該業務について、類似業務も含め民間が実施していないため、競争原理が働かないということを厳格に審査の上、号随意契約に該当するか否かを判断すること」というように、当該業務の履行を目的として設立された外郭団体への一者随意契約の可否を判断する際の全市の方針を、検討の上明文化することが望まれる。所管課がそれに従い、委託業者を選定すれば、業者選定の透明性の確保の推進へ寄与できるものと考ええる。	現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。	検討中	現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。	56	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	181	意見	事業の効果の定期的な検討	当該委託業務に含まれる上坂部西公園相談所業務については相談に訪れた1人当たりのコストが4,375円に上っている。その要因は、相談員を359日配置しているのに対して、相談に訪れた市民は3,786人であり、相談実績に対して人員費が嵩高まっていることにある。現在の状況が継続すると、効果に見合わないコストが発生し続ける可能性があると考ええる。従来経費別の配分を行うのではなく、委託業務の目的の達成度を評価するための指標（KPI）を設定して評価を行い、効果の低いものについては事業の在り方を見直すことが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	57	平成30年2月23日
総合政策局	広報課	64	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市民への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。しかし、コミュニティ開放事業についての事務事業評価は行われているものの、委託業務に対する総合評価という観点からの評価は行われていない。同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なるものとする。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。市として契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、「『エフエムあまがさきの市政広報番組を聞きますか?』というアンケートへの「聞く」の回答率」などをKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	92	平成30年2月23日
保健担当	健康支援推進担当	74	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市民への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。平成28年度特定健康診査受診率は目標55%と設定し、平成28年度の達成度は50.7%と比較検討しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないことによる。同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合は、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。このため、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	93	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
保健担当局	健康支援推進 担当	79	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 平成28年度特定健康診査受診率は目標5%と設定し、平成28年度の速報値での実績(38.5%)と比較検討しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルーティン化されていないことによる。 同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 このため、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	94	平成30年2月23日
保健担当局	健康支援推進 担当	84	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 平成28年度特定健康診査受診率は目標5%と設定し、平成28年度の速報値での実績は38.5%であることに対し、改善提案などを委託先へ要望しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。このため、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	95	平成30年2月23日
資産統括局	庁舎管理課	94	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。 しかし、現状では、設備運転日報及び業務毎に点検記録などの提出を受けて履行の確認を実施しているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが考えられる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	96	平成30年2月23日
資産統括局	庁舎管理課	99	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、警備報告などの提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが考えられる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	97	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総務局	窓口担当	103	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>所管課では、月次報告書等の提出により履行確認を実施しているほか、定例会議（月次）において月次報告書に記載された項目の内容を協議しており、その中には、問合せ対応件数等以外にも、FAQに回答のない例外事項の対応、委託先が実施している日々の改善活動、ホームページの満足度調査等の報告も含まれている。また、所管課では、平成26年7月に当初半年間の業務の総括、平成28年1月～2月にかけて満足度調査を実施するなど、委託業務の履行状況の確認は適切に行われているものの、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同様の委託料を支払ったとしても、仕様書などの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できず、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、一次回答率、応答率などをKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	98	平成30年2月23日
総務局	市民課	112	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、実施報告などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同様の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書とおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できず、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。また、上記項目に追加して、例えば、「市民満足度調査の点数」などのKPIを設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	99	平成30年2月23日
総務局	国保年金課	116	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、実施報告等の提出を受けているのみで、徴収額・口座振替数の数値目標の設定は行われていないもの、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同様の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書とおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できず、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	100	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	122	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、委託先の当該業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、専門性の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。 業務実施報告書にて取組状況、成果・実績・推進上の課題の把握を行うとともに定例都都市との協議等を通じて、適切な評価指標の設定に向けて検討を行っているが、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経た履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する、「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	101	平成30年2月23日
経済環境局	経済活性化課 地域産業課 しごと支援課	137	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、業務実施報告書にて取組・課題・支援策等を確認している業務もあるが、総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経た履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。 そして、当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば中小企業新技術・新製品創出支援事業の申請件数などをKPIとして設定して、目標値と実績値の評価分析により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	102	平成30年2月23日
経済環境局	業務課	143	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、不法投棄の品目の分析や排出の傾向等を特に確認しているが、総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経た履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	103	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	業務課	146	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、総合評価は行われていない。これは市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルーIALIZEDされていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>そして、当該委託業務については、上記の項目に追加して、例えば、車両事故及び業務災害並びに苦情処理の発生件数などをKPIとして設定して、目標値と実績値の評価分析により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	104	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセンター	150	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、運転管理業務委託日報などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルーIALIZEDされていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	105	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセンター	155	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当委託業務の履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、第2工場ボイラー・タービン定期点検整備業務委託業務委託報告書などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルーIALIZEDされていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、<u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u></p>	改善済	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	106	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	クリーンセン ター	161	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、当履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。このような委託業務の品質管理のための評価を行い、業務についてPDCAサイクルを回すことが望まれる。 しかし、当該委託業務において、設備運転日報などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	107	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセン ター	165	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、当履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、資源リサイクルセンター-廃棄物資源化業務日誌などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	108	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課	168	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、トラブルへの対応として、市民からの要望等について要望書や処理票を作成し、その処理状況について文書化を実施しているもの、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なるものとする。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」に設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。上記項目に追加して、例えば「年間クレーム件数」をKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	109	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	174	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、トラブルへの対応として、市民からの要望等について要望等受付処理票を作成し、その処理状況について文書化を実施しているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を越えて履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」に設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。上記項目に追加して、例えば「年間クレーム件数」をKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	110	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	180	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務が事業の一部として含まれている「花と緑のまちづくり推進事業」と「公園維持管理事業」の一部についての事務事業評価が行われているものの、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を越えて履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて上記の項目などを評価項目として記載する「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うこととするようルール化することも一案である。また、上記項目に追加して、例えば「緑の相談開催日1日当たり相談件数」、「展示会1回当たり参加者数」をKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	111	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	188	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、「誇りや愛郷を伝える花と緑のまちづくり」という施策について施策評価や、「花と緑のまちづくり推進事業」の事業評価は行っているものの、当該委託業務に対する評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を越えて履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務評価表」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うこととするようルール化することも一案である。また、上記項目に追加して、例えば「市民がオンラインでの活動グループ数の前年比」などをKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	112	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	下水道施設課	200	意見	【大庄中継ポンプ場等運転管理業務包括的委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれがある。 局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（日本下水道協会）」に基づき作成した履行監視・評価マニュアルにより11回委託者と履行状況を協議するとともに、提出された報告書及びチェックリストにより評価を行っている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	113	平成30年2月23日
公営企業局	料金担当	212	意見	【電子計算機システム等操作等業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、総合評価が行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 局として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務評価シート」の評価項目として様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	114	平成30年2月23日
公営企業局	お客さまサービス課	223	意見	【尼崎市水道メーター管理業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務については、総合評価が行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 局として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務評価シート」の評価項目として様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	115	平成30年2月23日
公営企業局	開運運営課	232	意見	【SG第43回ボートレースオーストラレー（掛川）場に係るイベント等運営管理業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営企業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現在当該委託業務については、総合評価が行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営企業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営企業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、「集客イベントへの参加人数」などをKPIとして設定し、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	117	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開運運営課	236	意見	【尼崎市モーターボート競走場内映像製作・放映等運用業務及び映像等設備機器保守業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、業務報告書などの提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	118	平成30年2月23日
公営企業局	開運運営課	240	意見	【尼崎市モーターボート競走場トナリゼータシステム装置保守整備業務及び計算センターにおける機器操作業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、保守日報の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	119	平成30年2月23日
公営企業局	開運運営課	249	意見	【尼崎市モーターボート競走場外警備業務委託（第1警備区）】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、警備配置報告書、警備実施報告書の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	120	平成30年2月23日
公営企業局	開運運営課	253	意見	【尼崎市モーターボート競走場内警備・場内案内等包括業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、現状では、警備配置報告書、警備実施報告書の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	121	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課	257	意見	【ボートピア神戸新開地における場外売場事務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、例えば、プロポーザルの評価項目であった、業務目的の理解、業務遂行能力の発揮、危機管理体制、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の形式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	122	平成30年2月23日
公営企業局	開催運営課	271	意見	【BOAT RACE 尼崎外向売所における場間場外売場事務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、例えば、プロポーザルの評価項目であった、業務目的の理解、業務遂行能力の発揮、危機管理体制、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」の評価項目として設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	123	平成30年2月23日
公営企業局	ボートレース施設課	276	意見	【設備総合管理業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託事業局に対する総合評価は行われていない。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の形式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば「クレーン件数」などをKPIとして設定し、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	124	平成30年2月23日
公営企業局	ボートレース施設課	281	意見	【公営事業所清掃業務】委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPI（例えばクレーン件数）を設定することも有効である。 同様の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の業務の改善に向けた指示を行えない等、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」の評価項目として設定し、業務委託の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	125	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	ボートレース 施設課	285	意見	【ボート・モーター整備業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPI（モーターに関するトラブル件数）を設定することも有効である。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする、「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経営」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	126	平成30年2月23日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	303	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の割合の項目などを評価項目として「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。また、上記項目に追加して、例えば「1日当たりトレーニング室利用人数」などをKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経営」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	127	平成30年2月23日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覽

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容及びの改善点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	56	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が算定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが必要である。</p> <p>平成27年度に、管理経費に含まれる修繕費は、予算額21,562千円に対して、決算額（実績額）25,208千円であり3,646千円の予算超過（指定管理者の負担）となっている。</p> <p>指定管理者によると、平成27年度においては、本来尼崎市が負担すべき大規模改修・大規模補修工事や、日常的な補修に該当しない更新工事につき、所管理の承認を得た上で、指定管理者が負担しているため、予算超過となったとのことである。</p> <p>上記工事はすべて緊急を有する更新工事等で、その都度、事前に所管理と協議を行った上で実施したとのことだが、記念公園の管理に関する仮基本協定書に、修繕費の負担に関する協議記録の保管に関する記載がないため、協議記録は作成されず、監査では協議内容を確認することはできなかった。</p> <p>平成27年度は、指定管理者が、日常的な修繕費の予算未執行額（7,552千円）修繕費予算額21,562千円（修繕費実績額25,208千円）上記に含まれる本来は尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用（1,199千円）を対応の一部として、本来は尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用（11,199千円）を負担している状態であった。しかし、予算は具体的な修繕工事の見積り額の集計値ではなく、当初プロポーザル時の予算をベースにした金額にすぎない。また、尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用について、指定管理者が必ず負担するわけではない。本来、指定管理者が行うべき日常的な施設等の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れがある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円以下の日常的修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p> <p>なお、尼崎市と指定管理者間の協定は当該施設を維持管理のための重要な情報であり、文書で残すことを協定書上明確に定め、それに従い協議内容の議事録を残す必要がある。</p>	<p>在野公園の補修・修繕については、年度毎の執行状況に基づきあったが、その要因として市と指定管理者の費用負担が不明瞭な部分があった。そのため、令和4年度からの指定管理者の選定にあたって、修繕費を精算する仕組みに変更し、また、記念公園の指定管理者が公益財団法人であることを活かし、利用率向上策として積極的な補修や修繕等に取り組んでいることは、指定管理者導入のメリットの一つであると考えられているが、指摘にあるような、修繕費について費用負担の明確化し、精算対象とすべきかどうかは、予算等の調整も必要ことから、今年度次期指定管理者の選定時までに、引き続き検討を行っていく。</p> <p>なお、協議録については、本市と指定管理者で協議した内容を作成し、双方で保存することを新たに平成29年度の年度協定書から明記しており、指定管理業務上必要な範囲で対応している。</p>	改善済	129	平成29年2月20日	
教育委員会事務局	スポーツ推進課	69	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が算定した予算の予算未執行額については、原則、毎年精算対象とする必要がある。</p> <p>尼崎市社会体育施設管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり1,000千円未満の日常的修繕費を指定管理者が負担し、1,000千円以上の修繕費の分担は委託者と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、屋内プールが予算額5,335千円に対して実績額3,976千円、地区体育館が予算額4,762千円に対して実績額4,129千円であり、屋内プール1,358千円、地区体育館632千円の合計1,991千円の予算未執行額があるが、尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,991千円の精算はされていない。</p> <p>このように予算額と実績額の差異が大きいのは、具体的な修繕の種類や額の集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尼崎市に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられる。</p> <p>また、所管理によると、日常的修繕費について精算する旨を基本協定書上規定していない理由は、過去に、本来、尼崎市が負担すべき大規模改修工事につき、尼崎市が予算を確保できない中、指定管理者が自己財源で負担した年度もあり、実質的には所管理が過大な指定管理料を負担していることではないと判断したためとのことであった。</p> <p>このような状況においては、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設等の補修・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する1,000千円未満の日常的修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。</p> <p>修繕の実施状況等にかかる管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。</p>	検討中	134	平成29年2月20日	
総合政策局	地域総合センター担当	119	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、施設の軽微な修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市立総合センター指定管理運営業務仕様書及び尼崎市立地域総合センター窓口管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり500千円未満の修繕費を指定管理者が負担し、500千円以上の修繕費の分担は尼崎市と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、予算額1,700千円に対して実績額59千円であり、1,641千円の予算未執行額が残っているが、尼崎市立総合センターの管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,641千円の精算はされていない。1,641千円の予算未執行額となった理由は、平成27年度は、管理経費予算として計上されているにも関わらず、建築基準法に基づく建築物設備点検で発見された事項に対応する修繕工事を、指定管理者が年度末までに行わなかったためとのことである。</p> <p>指定管理者が行うべきである日常的な施設等の修繕・補修の先延ばしにより、指定管理者が利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円未満の修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>地域総合センターは、著しく老朽化している施設も多いことから、例年修繕箇所が非常に多い地域総合センターについては、これまでより精算額を導入せず、500千円未満の修繕については指定管理者側の裁量で執行し、500千円以上の修繕については市と指定管理者で協議しながら行っていく形が現時点では、最速と考えるもの、他の指定管理施設における精算制の採用状況などを分析し、次期、指定管理者選定時までに精算制の導入について検討を行う。</p> <p>また、修繕工事の区分等については令和3年度度より基本協定書上で記載し、これまでより500千円という金額を一つの判断基準とする中で市と指定管理者との分担について定め、必要に応じて協議を行いつつながら修繕を実施している。</p> <p>なお、地域総合センター窓口のケースについては、法定点検による指摘を結果的に放置したこととなるので、事実が発生して以降、即座に修繕を行うよう指導した。また、今後このようなことが起こらないよう十分に留意するよう指導し、市としても委託者としての指導義務を果たしていくことを改めて徹底している。</p>	検討中	141	平成29年2月20日	

平成28年度包括外部監査指標事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指標先	ページ	区分	指標内容	指標の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	59	意見	指定管理者の目標管理指標の設定	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や、事業者が保有する施設管理のノウハウの活用による経費の節減及び質の高い住民サービスの提供を目的とするものであり、同制度の導入によって所期の効果が発現しているかを測定することは重要である。そこで、指定管理者に目標となる管理指標を設定させ、その目標を達成するように計画を策定（Plan）、実行（Do）、計画目標値と実績値の比較分析により（Check）、目標達成のための改善策を検討し、実行（Action）した結果を事業報告書において報告することで、いわゆるPDCAのマネジメント・サイクルを確立・徹底することが必要である。</p> <p>事業計画書には、目標となる管理指標の記載はなく、事業報告書には施設の利用率や稼働率などの実績値が記載されているものの、計画目標値と実績値との比較分析はされておらず、実績値は前年度数値の比較にとどまっていた。</p> <p>このように、目標管理指標が明確になっていないため、「スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康で文化的な生活の向上に寄与する」とされている施設の設置目的達成のために、指定管理業務の中で実施している事業の目標達成度合いを定量的に測れているか否かが不明であり、マネジメント・サイクルの確立が不十分であると考える。</p> <p>基本協定書上、事業計画書に目標となる管理指標の記載を、また事業報告書に、計画目標値と実績値の乖離があった場合は、その原因や翌年度に向けての対応策を検討分析して記載することを求めることが望まれる。</p>	<p>事業計画書に目標となる管理指標の記載することを基本協定書に明記した。また、事業報告書の際、計画目標値と実績値を比較分析し、これらの数値に乖離があった場合は、その原因や翌年度に向けての対応策を記載させることとした。</p>	改善済	<p>指定管理者と事業計画書への管理指標の記載等を協議し今後、記載することとなった。</p> <p>今後は、計画目標値と実績値に乖離があった場合には、その原因の分析と翌年度に向けての対応策を検討の上、事業報告書に記載するよう指定管理者と協議を行っている。</p>	130	平成29年2月20日
都市整備局	公園維持課	60	意見	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	<p>記念公園においては、尼崎市は、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ、自動販売機22台の公園施設設置許可（行政財産使用料190千円）、レストランの公園施設管理許可（行政財産使用料831千円）、地下サウナの敷設等の行政財産使用許可（行政財産使用料1,053千円）を行っている。一方、これらの自主事業実施の結果、同事業団には、自動販売機設置により9,869千円、レストランで174千円、地下サウナ脱衣室で99千円、合計10,351千円の自主事業収入があり、行政財産使用料合計1,053千円との差額9,298千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、都市公園の機能の増進に資すると認め、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、都市公園法上の施設設置許可等を与えているとのことだった。</p> <p>現状は、尼崎市の公有財産である都市公園へ自動販売機を設置するという点は同じであるにも関わらず、尼崎市が、自動販売機の設置業者へ、直接、設置許可を与えれば、その使用料収入は190千円にすぎないが、一方、尼崎市が、指定管理者へ設置許可を与え、指定管理者が自動販売機の設置業者と契約をする。指定管理者は、670千円の利用益を得られる仕組みとなっている。都市公園の設置者である尼崎市が得られる収入より、指定管理者が得ることができる収入の方が多額であるという仕組みが存在することは、尼崎の公有財産の有効活用という観点から疑問がある。</p> <p>また、都市公園は、「公有財産の有効活用の推進を踏まえた使用許可等の取扱について（通知）」の対象外であるものの、同通知の「市場性を反映した使用料等収入と使用許可等者の透明性の確保」という趣旨は同様であると思われるが、それが達成できていない。</p> <p>さらに、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が行うことの必然性がない。</p> <p>以上より、都市公園への自動販売機の設置については、都市公園条例等を改正し、出資団体でなく指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への公園施設設置許可とせずに、尼崎市が市場性を反映した使用料収入を得られるよう、公募により、直接、自動販売機の設置業者へ公園施設設置許可を与え、尼崎市が収入を得ることを検討すべきである。</p>	<p>記念公園等における自動販売機の設置については、事業団が施設の設置目的に沿った各種事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて引き続き検討を進めていく。</p>	検討中	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	132	平成29年2月20日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	73	意見	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	<p>過去からサンシビック尼崎及び各地区体育館の敷地内に自動販売機11台を設置するスペースについては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に行政財産使用許可を与えている。</p> <p>平成27年度においては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、自主事業として、自動販売機の設置により民間業者から2,458千円の収入を得ている。なお、尼崎市へ支払っている行政財産使用許可による行政財産使用料は年間142千円であり、差額2,315千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、指定管理者制度が導入される以前から継続して、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可を与えているとのことだった。尼崎市が常で運営すれば、通常、利益を得ることができる自動販売機の設置を、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ実施させているが、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団がすることに必然性はない。</p> <p>自動販売機の設置については、出資団体でなく指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への行政財産使用許可とせずに、原則どおり、尼崎市として、公募により最大額の使用料を払う事業者と賃貸契約を締結することが望まれる。</p>	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施するための財源とする目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	検討中	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	135	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	順番	監査結果 報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	68	意見	非公募から公募への選定方法の見直し	指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。 当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について(指針)」(平成26年4月最終改訂)に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。 なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施(ソフト面)と、施設の維持管理(ハード面)の2面からなるが、所管課によると、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選定されていることである。 しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をしてもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない可能性がある。 このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・輪廻等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類1)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・輪廻等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類1)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	133	平成29年2月20日
こども青少年局	こども青少年課	104	意見	直前キャンセルへの対応	尼崎市立美方高原自然の家(以下「自然の家」)の設置及び管理に関する条例、尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則により、美方高原自然の家の使用料は後納が原則であると定められている。 さらに、現状は直前キャンセルの場合のキャンセル料や前受金受取の取決めを設けておらず、また施設の性質上、直前のキャンセルに対してその空きを埋める新しい予約が入ることとはほとんどないことから、直前キャンセルがあった際には尼崎市はまったく収入を受け取ることができず、機会損失を被ることとなる。平成27年度においては、施設の繁忙期シーズンの予約団体が参加者不足により直前キャンセルとなった事案があり、尼崎市は機会損失を被っている。 直前キャンセルを防ぐために、指定管理者は予約団体との連絡を密接にとることにより参加者の集客状況を事前に把握し、さらに、尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第6条に基づき、前納制の採用についても検討することが可能である。また、直前キャンセルについてキャンセル料を徴収することを検討することも考えられる。ただし、現行の規則ではキャンセル料についての定めはないことから規則改正が必要となる。	現在、指定管理者は予約団体に対し利用受付時に他の類似施設を即時に勘えていまいかなりの確認を行っている。その際も随時、予約団体と密接に利用調整を行うことにより、直前キャンセルの防止に努めている。また、キャンセル料については、団体別リストに記しており、該当団体が予約を行う際には、あらかじめ入金し確認を行っているため、平成28年度以降は大型キャンセルは発生していない。 当該施設は、社会体育施設であり、また、本市の自然学校は、令和3年度以降、原則、当該施設での実施となったことから、市内各中学校が自然学校のため租料することとなり、施設利用日数の多くが自然学校の利用となっている。自然学校の利用料金の経理処理については、学校参加制度の対象児童(予約料)は、経理処理上、後納とみなすことだが、利用者の対応を踏まえ、前納は困難である。またに公共事業の利用が多い中において、キャンセル料の経理手続上の処理について検討を行っている。これらの点を総合的に勘案し、当該施設は、前納やキャンセル料の設定には馴染みない施設であると判断した。今後も、直前キャンセルの防止に努めていく。	見解の相違	近隣他都市の類似施設の状況を確認したところ、大多数の施設でキャンセル料を導入していたことから、美方高原自然の家についても、キャンセル料の導入について他施設の運用状況等を参考に研究を進めていく。 研究にあたっては、利用者の利便性、指定管理者の負担(コスト、事務量)を踏まえる必要があると考えている。	139	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度>監査テーマ：債権管理事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	順番	監査結果 報告日
教育委員会事務局	学事企画課	284	意見	各高等学校債権管理状況の学務課によるモニタリングの強化	未収金の督促や納付交渉を含めた債権管理業務・回収業務は各高等学校に配置された管理担当者一任され、担当者から相談があったときのみ、学務課担当者が相談に乗るなどの支援業務を行っている。 平成26年度の未納欠損は、平成26年度に未納欠損処理された168件の債権のうち125件、収入未済額ベースでは総額1,646千円のうち1,237千円が平成21年度に発生した債権であり、時効中断手続が一度も取られないまま未納欠損となった事案が多数含まれている可能性がある。 また、平成25年度で授業料無償化が終了したことに伴い、今後債権が増加していくと想定される。 以上により、学務課においては、新たな滞納債権の発生を防止し、また長期滞納債権については計画的に回収を進めるための方針を策定し、当該方針を各学校への周知の上、債権管理の状況をモニタリングすることが必要である。具体的には、滞納の初期段階での催告状の送付や納付交渉の徹底、分割納付の要件を定めた上で書面による分割納付誓約書の入手等を各学校へ指導し、その実施状況につき、特に高額債権や長期滞留債権については、モニタリングを強化することなどが望まれる。	学校現場に対しては、現年度分の未収金が発生した際には、当該未納者に対して速やかに(書面や電話による)督促を行い、在校生による新たな滞納者を出さないよう日頃から努めるよう指導している。 今後においても引き続き、学校現場との連携の中で、各校の授業料納付状況や滞納状況、長期滞納者の把握に日々努めることとモニタリングを徹底していくことと、未収金が発生した時の対応方法についてマニュアルの整備に向けて検討していく。 なお、過年度分の滞納者へは、法務支援担当が所管する弁護士委託の活用も含め、学校現場と教育委員会が連携を図りながら電話等による督促など債権回収に取り組み。	検討中	学校現場に対しては、現年度分の未収金が発生した際には、当該未納者に対して速やかに(書面や電話による)督促を行い、在校生による新たな滞納者を出さないよう日頃から努めるよう指導している。 近年の状況においては新たな未収金は生じていない。今後においても引き続き、分権制・高校企画推進担当と学校現場とが連携する中で、各校の授業料納付状況や滞納状況、長期滞納者の把握に日々努めることとモニタリングを徹底していくことと、未収金が発生した時の対応方法についてマニュアルの整備に向けて検討していく。 なお、過年度分の滞納者へは、法務支援担当が所管する弁護士委託の活用も含め、学校現場と教育委員会が連携を図りながら電話等による督促など債権回収に取り組み。	164	平成28年2月22日

平成26年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覽

<平成26年度監査 監査テーマ：尼崎市教育委員会に関する事務の執行について>

局名	指図書先	ページ	区分	指図書内容	指図書の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	
						審査結果 報告日		審査結果 報告日	
教育委員会事務局	スポーツ推進課	90	意見	施設管理に係る公募の実施について	地区体育館等指定管理者運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約240百万円程度と多額な金額で推移している。 この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。 しかしながら、過去3年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑み、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設等の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体にあっては、施設目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が算定した「外郭団体等への派遣・轉送等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	165	平成27年2月19日	
教育委員会事務局	学校教育課企画管理課職員課学事企画課	260	意見	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。 市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。 近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化するものもあり、適正に支払っていない保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラハラ被害の問題も指摘されている。 そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できず、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。 さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うための対応が必要である。	学校徴収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、本市的には学校以外が担うべき業務として整理されている。本市においては、教員の勤務時間の適正化の観点から、令和3年度より給食費の公費化を行ったところである。 給食費以外の学校徴収金は準公金であるもの、本市の債権管理マニュアルに沿った債権確保は困難であることから、各学校で統一的に取り組めるマニュアル作成は必要であると認識している。 今後は、各学校の現況調査を行うとともに、他都市の取組事例も参考にしつつ、実効性のあるマニュアル作成を進めていく。	169	平成27年2月19日	

平成25年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覽

<平成25年度監査 監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について>

局名	指図書先	ページ	区分	指図書内容	指図書の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の措置内容要旨	審査結果 報告日
						審査結果 報告日			
健康福祉局	高齢介護課	107	意見	老人福祉センターの指定管理者選定の妥当性について	市のA型の指定管理者は、非公募により市社協が選定されている。 これについて、市社協が促進協会の職員を受け入れた際に、市と市社協との間で締結された覚書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努めるとし、A型の指定管理者としての業務を市社協が適性に実施している限りにおいて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協に指定することとなっているため、実質的に特許に亘って市社協を指定しているものと考えられる。 しかしながら、指定管理者制度の趣旨に鑑み、今後は、競争原理が働くように、募集の方法を公募とすることを検討する必要がある。	公共施設マネジメント計画に基づき老人福祉センターの今後のあり方検討といった施設の存廃や機能移転に係る変動要素を含んでいることから、これらの移行期間として、令和元年度からの5年間については、引き続き非公募により社会福祉協議会を指定管理者として選定した。 しかしながら、令和6年度以降については指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、原則公募による選定を行う予定であり、引き続き検討を進めていく。また、複合施設への機能移転を予定している福喜園についても、令和6年度に複合化の予定であるが、指定管理者の選定方法については、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ推進課とともに検討・協議を進めている。	現在、取組中の公共施設マネジメント計画に基づく老人福祉センターの今後のあり方検討といった施設の存廃や機能移転に係る変動要素を含んでいることから、これらの移行期間として、令和元年度からの5年間については、引き続き非公募により社会福祉協議会を指定管理者として選定した。 令和6年度以降については指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、原則公募による選定を行う予定であり、引き続き検討を進めていく。また、複合施設への機能移転を予定している福喜園についても、令和6年度に複合化の予定であるが、指定管理者の選定方法については、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ推進課とともに検討・協議を進めている。	170	平成26年2月18日
健康福祉局	高齢介護課	177	意見	慰労金事業の継続要否の検討について	市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手続にかかる人件費等のコストを勘案すると事業の継続には疑問が残る。 そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続するのであれば、金品の提供だけでなく、より家族介護者に対する慰労となるような事業を検討すべきである。	令和元年度に因って支給要件が、要介護5又は4から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和4年度までの利用実績はないものの、来年度他都市調査を行うなど、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	慰労金支給事業については、重度の要介護高齢者を介護保険制度を利用せずに家族が在宅介護していることに対して、身体的、経済的な負担軽減を図ることを目的に実施しているところであるが、平成29年度から令和4年度までの利用実績はない。 令和元年度に因る要介護改正があり、これまでの対象者の要件（要介護5又は4）を緩和し、市重度の要介護3まで対象が拡大されたため、要介護改正に至った経緯や他都市の動向を鑑みながら、本市において事業の見直し（廃止又は拡大）を行っていく。	173	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

<平成23年度>監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	95	意見	指定管理者の公募について	使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。本来の指定管理制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ということを想起し、（指定管理者を公募で選定することにより）市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹事等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹事等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	181	平成24年2月20日
都市整備局	公園維持課	199	意見	買収による一体的整備について	都市計画区域外の土地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備するとしているが、昭和60年以降、買収が進まない中で当該未利用地の有効利用について検討することが望ましい。	未供用区域については、令和3年度に測量作業が完了し、現在、土地整理を行っているところであり、令和4年度中の売却を予定している。	検討中	未供用区域については、都市計画決定後長年に渡り整備ができていないことから、平成29年度にその必要性等の検証を行ったうえで、未供用区域を全域廃止する方針を定めた。平成30年度から、その方針に基づき都市計画の変更手続きを進め、令和元年度には都市計画変更が完了し、未供用の市有地（50㎡）の売却に向けて、令和3年度に測量・境界確定の作業を行い、土地整理が暫く次、速やかに進捗する。	186	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

<平成22年度>監査テーマ：普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は前年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	164	意見	売却も含めた活用方法の検討について	戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、売却等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。	令和3年度に2回、関係者と直接面会する機会を設けるなど、資材の撤去に向けた調整を進めている。	検討中	関係者と直接面会する場を設けることができ、協議を進めているところである。	198	平成23年2月21日
都市整備局	道路課	176	意見	未利用地の売却等も含めた有効活用の検討及び売却可能用地のうち売却手続き困難な用地の管理体制について	当該用地については、十分に売却可能であると考え、周辺との関係で売却に向けた整備工事に着手できるかどうか問題となっている。周辺との関係や過去の売却時の状況を変えることは非常に困難であり、また所管課だけでその事務を担当することは、経験、能力といった面からも難しい。このような売却可能な用地を無制限に保有することは、適切とはいえない。したがって、売却可能な用地でありながら所管課だけの経験や能力だけではその手続きが困難となっている用地については、全庁的に一元化するなどの管理体制が必要である。	令和3年度に、立花町4丁目の区画整理事業代替用地は、公募により売却を行った。	改善済	令和2年度に当該地の残存物の撤去・土地の境界確定等を完了し、令和3年度は、売却に向けて事務を進めている。 なお、公有財産の売却、有効活用などは公有財産を有する局のマネジメントで行うものであり、売却、有効活用などにおける課題の解決を全庁的に一元化することにより当該局内において公有財産の財産管理意識の希薄化につながると考えていることから、組織化については行わない。	199	平成23年2月21日
都市整備局	道路整備担当	215	意見	早期売却に向けた地元協議の推進について	当該用地の売却が困難となっている最大の理由は、通過交通を排除するため、前面道路に車止めが設置され、一般車両の進入が事実上不可能となったことにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法（売却等を含む）について十分な検討が行われたのか疑問である。当該用地については、財源確保の観点から、早期売却に向けて地元との十分な協議を積極的に進める必要がある。	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、市内における利用ニーズを調査したものの、他部署での利用までには至らなかったため、市民提案制度及び公募貸付制度の手続きを進めたが、契約には至っていない。 今後継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、本市における利用ニーズを調査したものの、他部署での利用までには至らなかった。 現在、未利用地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募貸付制度の手続きを進めている。	200	平成23年2月21日